

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2020年2月7日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 菅野 暁
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	酒井 隆
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>(ファン ドラップ)
<b>【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 の金額】</b>	5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>(ファンドラップ)

(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

#### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

**(5) 【申込手数料】**

ありません。

**(6) 【申込単位】**

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

**(7) 【申込期間】**

継続申込期間：2020年2月8日から2020年8月7日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

**(9) 【払込期日】**

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとしてします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとしてします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約<sup>1</sup>に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者等に限るものとします。

1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後1時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### （参考）

#### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

##### <ファンドの特色>

**1** エマージング株式パッシブ・マザーファンドを通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>に実質的に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(\*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

**指数の著作権等**

本ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。 )によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入力しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。 )については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

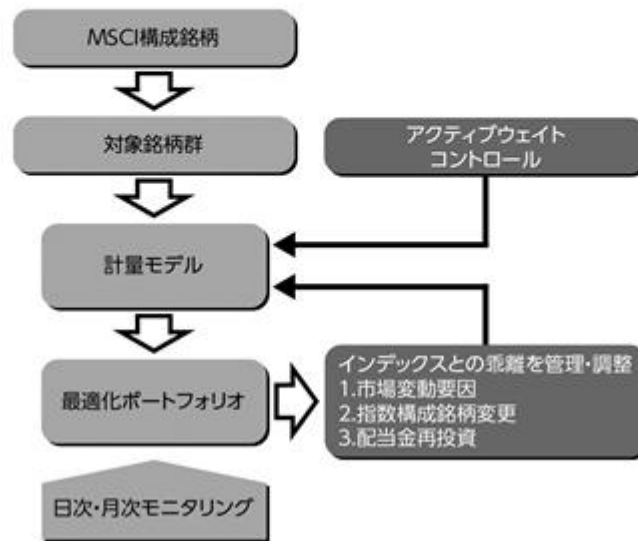
**2** 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

**3** 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

## 運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



## 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル ( ) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス (円換算ベース、 配当込み、為替 ヘッジなし))
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分定義

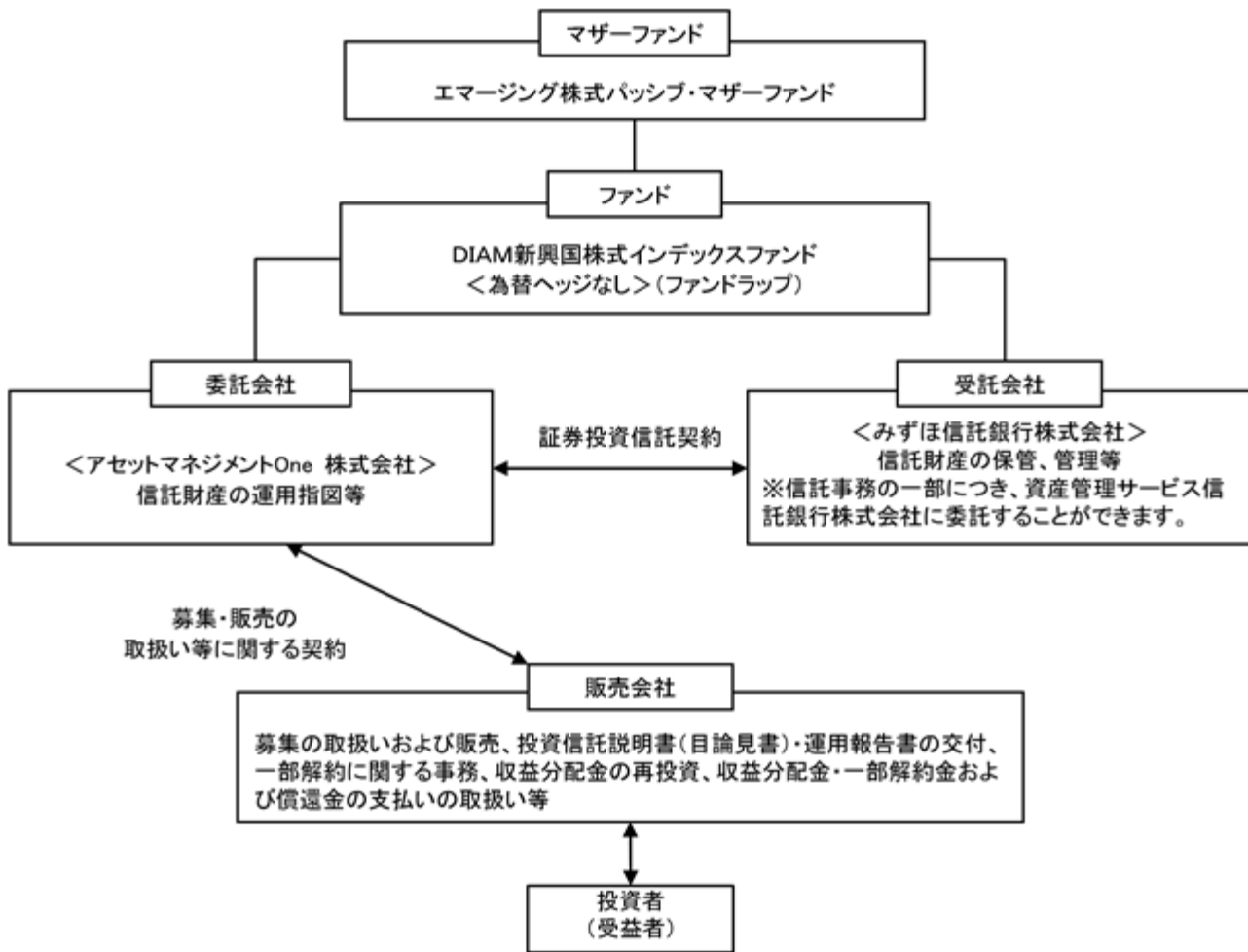
その他資産 （投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

2015年10月13日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



## ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

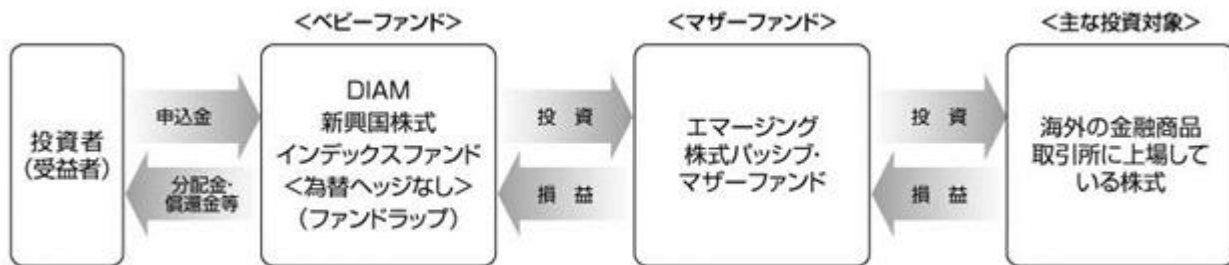
## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

### 資本金の額

20億円（2019年11月29日現在）

### 委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

### 大株主の状況

（2019年11月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sub>1</sub>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

#### <投資対象>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式<sup>(\*)</sup>に実質的に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(\*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>をご参照ください。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

#### 運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。 )のほか次の有価証券(金融商

品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)

に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。)
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)  
新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式 <sup>(*)</sup> に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 (*) DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。
主な投資対象	海外の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

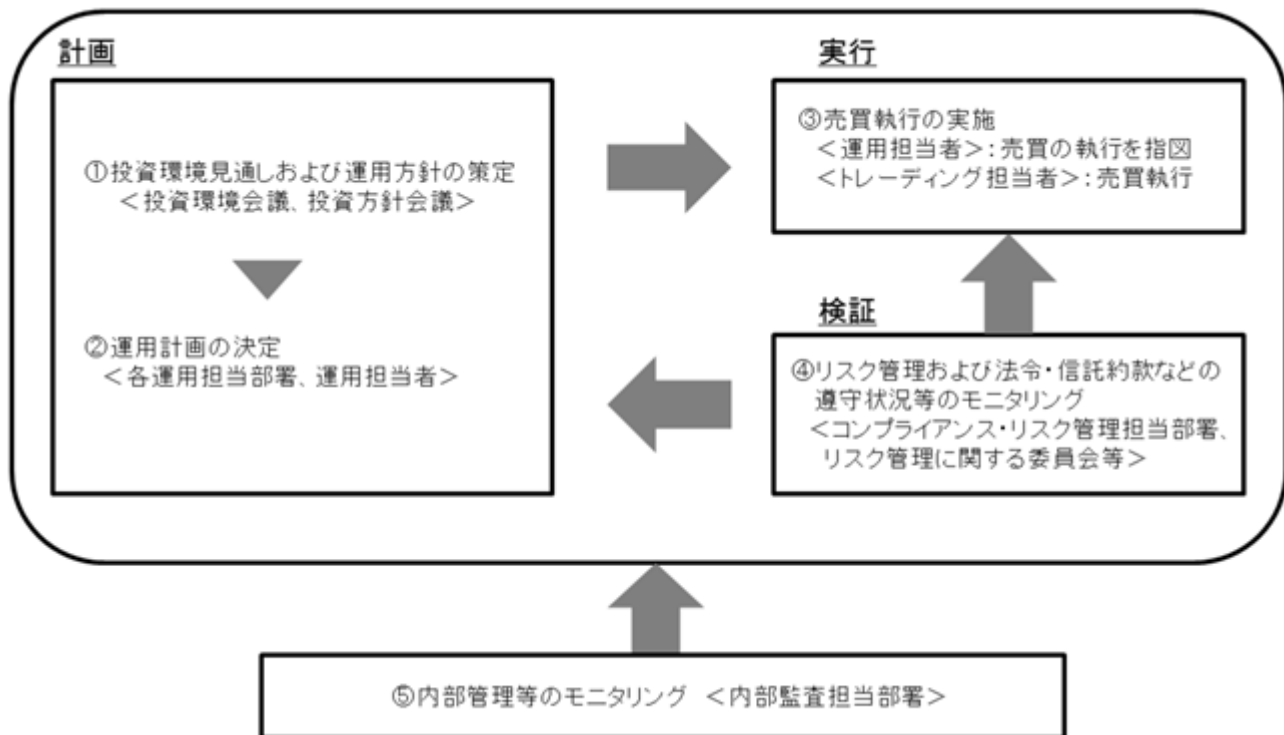


<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。                  外貨建資産への投資には、制限を設けません。                  投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。                  デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。                  外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。                  一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
---------------	--

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえ、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### （4）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年5月8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

##### （1）分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### （2）分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

##### （3）留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、

原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

非株式への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第20条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、(以下同じ。))。
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファン

ドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等の1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。))とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。))の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定

する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象運用の指図範囲等の1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同



じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6)上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第25条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.~2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2)上記1)1.~2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図(約款第28条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2)上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予

約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3)上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4)上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ(約款第34条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを委託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

#### カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資を行う新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが金融市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も金融市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

#### 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

#### 為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

## 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

## 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCIEマーキング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

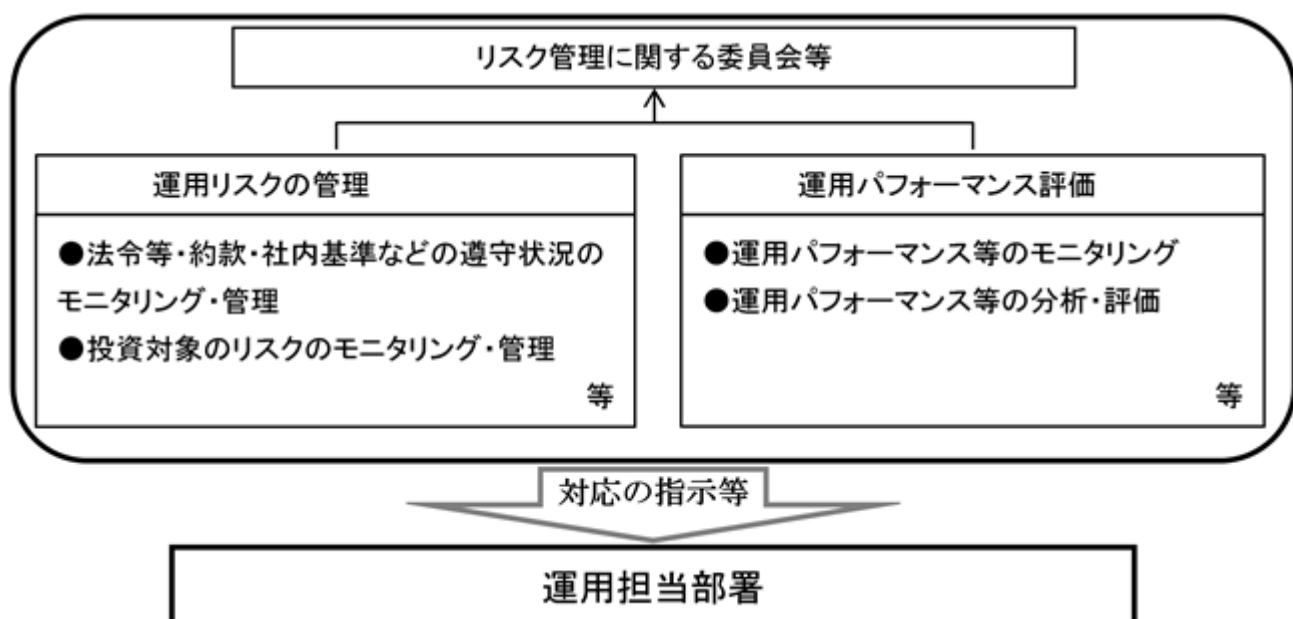
#### ・注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

#### <リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2019年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

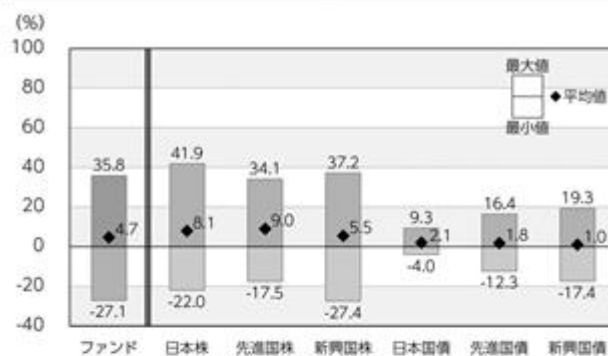
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2014年12月 2015年12月 2016年12月 2017年12月 2018年12月 2019年11月

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2014年12月～2019年11月  
(2014年12月～2016年9月は対象インデックスのデータ)  
代表的な資産クラス:2014年12月～2019年11月

- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。
- \*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- \*ファンドの対象インデックスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)です。

- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。
- \*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- \*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(現東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、現東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.407%（税抜0.37%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.30%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.01%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.06%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

ありません。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。



上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

###### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

###### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

###### 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2019年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

##### < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

令和1年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	645,316,500	99.99
内 日本	645,316,500	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	35,537	0.01
純資産総額	645,352,037	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

令和1年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	45,066,952,771	88.05
内 ケイマン諸島	8,144,173,950	15.91
内 中国	5,766,544,848	11.27
内 韓国	5,317,891,709	10.39
内 台湾	5,269,840,565	10.30
内 インド	4,183,882,716	8.17
内 ブラジル	3,098,365,561	6.05
内 南アフリカ	1,961,746,472	3.83
内 ロシア	1,706,141,489	3.33
内 香港	1,344,744,919	2.63
内 タイ	1,232,861,480	2.41
内 サウジアラビア	1,114,347,311	2.18
内 インドネシア	860,573,066	1.68
内 マレーシア	843,237,682	1.65
内 メキシコ	772,468,842	1.51
内 フィリピン	456,796,850	0.89
内 カタール	427,544,619	0.84
内 ポーランド	410,473,870	0.80
内 バミューダ	395,782,684	0.77
内 チリ	319,927,585	0.63
内 アラブ首長国連邦	283,900,855	0.55
内 トルコ	232,096,472	0.45
内 コロンビア	158,718,113	0.31
内 アメリカ	145,035,676	0.28
内 ギリシャ	133,561,906	0.26
内 ハンガリー	131,872,199	0.26
内 チェコ	63,592,355	0.12
内 エジプト	53,807,969	0.11
内 ルクセンブルグ	49,302,727	0.10
内 アルゼンチン	41,842,175	0.08
内 オランダ	32,119,913	0.06
内 マン島	26,351,800	0.05
内 ジャージー	25,995,511	0.05
内 ペルー	24,470,532	0.05
内 パキスタン	16,164,022	0.03

	内 シンガポール	9,116,800	0.02
	内 ベルギー	6,049,517	0.01
	内 スペイン	5,608,011	0.01
新株予約権証券		771,623	0.00
	内 タイ	771,623	0.00
投資信託受益証券		386,618,517	0.76
	内 メキシコ	253,137,554	0.49
	内 ブラジル	133,480,963	0.26
投資証券		109,048,543	0.21
	内 南アフリカ	74,359,161	0.15
	内 メキシコ	34,689,382	0.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,619,883,076	10.98
純資産総額		51,183,274,530	100.00

## その他資産の投資状況

令和1年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	5,590,162,597	10.92
内 アメリカ	5,590,162,597	10.92

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

令和1年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	552,733,619	1.1445 632,609,977	1.1675 645,316,500	- -	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

令和1年11月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

## エマージング株式パッシブ・マザーファンド

令和1年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
----	-----------------	----------	----	---------------------	---------------------	------------------	-----------------

1	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR  ケイマン諸島	株式 インター ネット販 売・通信 販売	120,303	19,837.21 2,386,476,980	22,001.83 2,646,887,261	- -	5.17
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR  台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,744,083	927.81 1,618,192,365	1,111.10 1,937,859,341	- -	3.79
3	TENCENT HOLDINGS LTD  ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	406,900	5,241.21 2,132,652,070	4,732.00 1,925,450,800	- -	3.76
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD  韓国	株式  コン ピュー タ・周辺 機器	338,842	4,310.32 1,460,520,642	4,776.02 1,618,319,557	- -	3.16
5	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	6,750,530	95.03 641,557,728	89.60 604,847,488	- -	1.18
6	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	391,000	1,298.07 507,547,284	1,264.90 494,575,900	- -	0.97
7	RELIANCE INDUSTRIES LTD  インド	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	202,688	2,064.28 418,404,825	2,433.66 493,274,083	- -	0.96
8	NASPERS LTD  南アフリカ	株式 インター ネット販 売・通信 販売	31,350	17,777.19 557,315,044	15,733.99 493,260,614	- -	0.96
9	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP  インド	株式 貯蓄・抵 当・不動 産金融	114,677	3,179.28 364,590,624	3,557.01 407,907,809	- -	0.80
10	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	4,651,235	81.50 379,085,481	80.35 373,773,244	- -	0.73
11	CHINA MOBILE LIMITED  香港	株式 無線通信 サービス	432,500	1,024.87 443,260,469	844.20 365,116,500	- -	0.71
12	GAZPROM PAO ADR  ロシア	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	378,961	620.25 235,051,367	865.52 327,999,840	- -	0.64

13	SBERBANK ADR ロシア	株式 銀行	194,838	1,602.68 312,264,299	1,609.98 313,686,101	- -	0.61
14	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	341,947	854.76 292,285,851	899.59 307,615,521	- -	0.60
15	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・ 半導体製 造装置	38,564	7,313.50 282,037,836	7,708.67 297,277,535	- -	0.58
16	LUKOIL SPON ADR ロシア	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	28,275	9,425.24 266,498,748	10,452.02 295,530,978	- -	0.58
17	VALE SA ブラジル	株式 金属・鉱 業	222,421	1,309.66 291,297,799	1,309.61 291,286,990	- -	0.57
18	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	868,225	311.49 270,444,105	322.38 279,900,111	- -	0.55
19	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	338,459	715.06 242,018,897	799.49 270,594,924	- -	0.53
20	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	243,197	1,131.39 275,150,752	1,080.84 262,859,234	- -	0.51
21	BAIDU INC -SPON ADR ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	19,729	16,327.79 322,131,094	13,093.51 258,321,969	- -	0.50
22	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	5,600,200	50.34 281,917,556	44.94 251,672,988	- -	0.49
23	BANCO BRADESCO SA PREF ブラジル	株式 銀行	285,250	889.78 253,812,026	863.46 246,301,965	- -	0.48
24	PETROLEO BRASILEIRO SA ブラジル	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	302,912	693.14 209,963,030	767.77 232,569,775	- -	0.45
25	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	58,332	3,482.03 203,113,830	3,882.26 226,460,573	- -	0.44
26	CNOOC LTD 香港	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	1,263,000	193.70 244,651,789	164.36 207,586,680	- -	0.41

27	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術サービス	63,926	3,305.64 211,316,728	3,199.11 204,506,881	- -	0.40
28	AMERICA MOVIL SAB DE CV メキシコ	株式 無線通信サービス	2,314,678	81.30 188,183,826	84.63 195,907,864	- -	0.38
29	JD.COM INC ADR ケイマン諸島	株式 インターネット販売・通信販売	53,031	3,231.35 171,362,174	3,631.91 192,604,031	- -	0.38
30	B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO ブラジル	株式 資本市場	145,216	922.09 133,902,891	1,251.89 181,795,910	- -	0.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

令和1年11月29日現在

種類	投資比率(%)
株式	88.05
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.76
投資証券	0.21
合計	89.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

令和1年11月29日現在

業種	国内/外国	投資比率(%)
銀行	外国	14.88
インターネット販売・通信販売		7.20
石油・ガス・消耗燃料		6.50
半導体・半導体製造装置		5.45
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.07
コンピュータ・周辺機器		4.49
保険		3.60
金属・鉱業		2.98
不動産管理・開発		2.41
無線通信サービス		2.39
化学		2.18
電子装置・機器・部品		2.02
食品		1.76
自動車		1.55
食品・生活必需品小売り		1.43
情報技術サービス		1.39
資本市場		1.34
各種電気通信サービス		1.28
医薬品		1.16
コングロマリット		1.15
飲料		0.97
建設資材		0.95

電力	0.87
貯蓄・抵当・不動産金融	0.83
運送インフラ	0.83
繊維・アパレル・贅沢品	0.77
娯楽	0.69
ホテル・レストラン・レジャー	0.68
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.64
建設・土木	0.64
機械	0.63
各種金融サービス	0.62
各種消費者サービス	0.60
パーソナル用品	0.59
ガス	0.55
複合小売り	0.53
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.50
専門小売り	0.49
自動車部品	0.48
家庭用品	0.39
タバコ	0.38
バイオテクノロジー	0.36
家庭用耐久財	0.35
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.30
消費者金融	0.29
陸運・鉄道	0.29
電気設備	0.27
旅客航空輸送業	0.24
水道	0.22
メディア	0.21
航空貨物・物流サービス	0.20
紙製品・林産品	0.18
ソフトウェア	0.18
商業サービス・用品	0.17
航空宇宙・防衛	0.16
ヘルスケア機器・用品	0.14
通信機器	0.13
ヘルスケア・テクノロジー	0.10
海運業	0.09
レジャー用品	0.09
エネルギー設備・サービス	0.08
総合公益事業	0.06
建設関連製品	0.04
専門サービス	0.03
商社・流通業	0.03
合計	88.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）



エマージング株式パッシブ・マザーファンド  
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

令和1年11月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	ICE-US	MINI MSCI EMG MKT Dec19	買建	967	5,554,867,296	5,590,162,597	10.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日（令和1年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成28年5月9日)	87	87	0.8529	0.8529
第2計算期間末 (平成29年5月8日)	142	142	1.1068	1.1068
第3計算期間末 (平成30年5月8日)	613	613	1.2620	1.2620
第4計算期間末 (令和1年5月8日)	582	582	1.1999	1.1999
平成30年11月末日	595	-	1.1649	-
12月末日	554	-	1.0890	-
平成31年1月末日	570	-	1.1666	-
2月末日	592	-	1.2137	-
3月末日	582	-	1.1974	-
4月末日	603	-	1.2420	-
令和1年5月末日	543	-	1.1226	-
6月末日	572	-	1.1817	-
7月末日	563	-	1.1804	-
8月末日	592	-	1.0773	-
9月末日	617	-	1.1278	-
10月末日	633	-	1.1886	-
11月末日	645	-	1.2043	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
令和1年5月9日～令和1年11月8日	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	14.7
第2計算期間	29.8
第3計算期間	14.0
第4計算期間	4.9
令和1年5月9日～令和1年11月8日	2.4

(注) 収益率は期間騰落率です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	129,591,732	26,991,803
第2計算期間	62,978,954	36,948,855
第3計算期間	431,614,135	74,348,988
第4計算期間	105,114,236	105,182,033
令和1年5月9日～ 令和1年11月8日	94,312,744	47,194,925

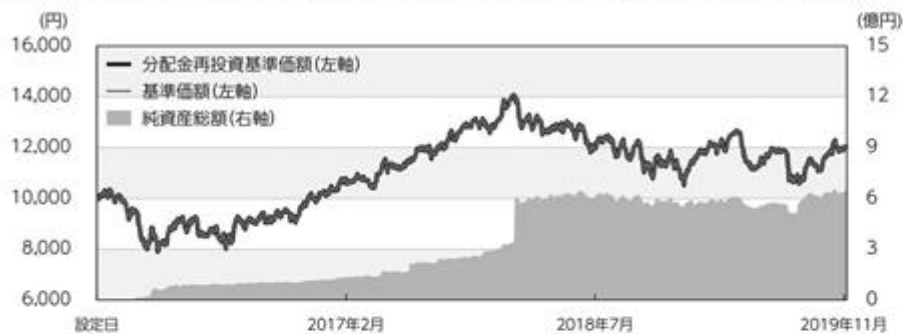
(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## &lt;&lt; 参考情報 &gt;&gt;

データの基準日:2019年11月29日

## 基準価額・純資産の推移 (2015年10月13日~2019年11月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2015年10月13日)

## 分配の推移(税引前)

2016年 5月	0円
2017年 5月	0円
2018年 5月	0円
2019年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	99.99

## ■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

## 資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	88.05
内 ケイマン諸島	15.91
内 中国	11.27
内 韓国	10.39
内 台湾	10.30
内 インド	8.17
内 その他	32.01
新株予約権証券	0.00
内 タイ	0.00
投資信託受益証券	0.76
内 メキシコ	0.49
内 ブラジル	0.26
投資証券	0.21
内 南アフリカ	0.15
内 メキシコ	0.07
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10.98
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	株式	ケイマン諸島	インターネット販売・通信販売	5.17
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	3.79
3	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.76
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	3.16
5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	銀行	1.18
6	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	0.97
7	RELIANCE INDUSTRIES LTD	株式	インド	石油・ガス・消耗燃料	0.96
8	NASPERS LTD	株式	南アフリカ	インターネット販売・通信販売	0.96
9	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP	株式	インド	貯蓄・抵当・不動産金融	0.80
10	IND & COMM BK OF CHINA - H	株式	中国	銀行	0.73

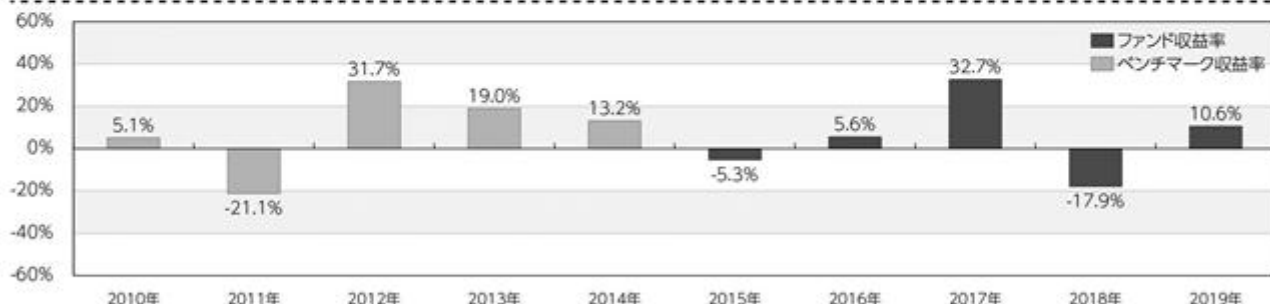
## 株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	14.88
2	インターネット販売・通信販売	7.20
3	石油・ガス・消耗燃料	6.50
4	半導体・半導体製造装置	5.45
5	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.07

## その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	10.92

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2015年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※2014年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約<sup>1</sup>に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者等に限るものとします。

1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後1時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

#### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

#### ・お申込手数料

ありません。

#### ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

#### ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

## 2【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。

委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後1時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### <主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

信託期間は、2015年10月13日から、原則として無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ.償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### イ.償還規定

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。



- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者

が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

( URL <http://www.am-one.co.jp/> )

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ．運用報告書

- ・ 委託会社は、毎年5月8日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

( URL <http://www.am-one.co.jp/> )

#### 4【受益者の権利等】

##### (1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

##### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成30年5月9日から令和1年5月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【D I A M新興国株式インデックスファンド&lt;為替ヘッジなし&gt;(ファンドラップ)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 平成30年5月8日現在	第4期 令和1年5月8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	949,086	1,176,109
親投資信託受益証券	613,185,736	582,909,144
未収入金	-	12,000
流動資産合計	614,134,822	584,097,253
資産合計	614,134,822	584,097,253
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	148,939	187,770
未払委託者報酬	769,742	970,292
その他未払費用	9,832	10,619
流動負債合計	928,513	1,168,681
負債合計	928,513	1,168,681
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,485,895,175	1,485,827,378
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	127,311,134	97,101,194
(分配準備積立金)	23,418,286	30,170,224
元本等合計	613,206,309	582,928,572
純資産合計	613,206,309	582,928,572
負債純資産合計	614,134,822	584,097,253

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期		第4期	
	自	平成29年5月9日 平成30年5月8日	自	平成30年5月9日 令和1年5月8日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		2,896,200		28,843,592
<b>営業収益合計</b>		<b>2,896,200</b>		<b>28,843,592</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		552		1,352
受託者報酬		219,191		386,366
委託者報酬		1,132,852		1,996,607
その他費用		14,427		22,320
<b>営業費用合計</b>		<b>1,367,022</b>		<b>2,406,645</b>
営業利益又は営業損失( )		4,263,222		31,250,237
経常利益又は経常損失( )		4,263,222		31,250,237
当期純利益又は当期純損失( )		4,263,222		31,250,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		3,759,659		7,890,375
期首剰余金又は期首欠損金( )		13,740,327		127,311,134
剰余金増加額又は欠損金減少額		136,418,711		19,816,868
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		136,418,711		19,816,868
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,825,023		26,666,946
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,825,023		26,666,946
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )		127,311,134		97,101,194

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第3期 平成30年5月8日現在	第4期 令和1年5月8日現在
1 . 1 期首元本額	128,630,028円	485,895,175円
期中追加設定元本額	431,614,135円	105,114,236円
期中一部解約元本額	74,348,988円	105,182,033円
2 . 受益権の総数	485,895,175口	485,827,378口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第3期 自 平成29年5月9日 至 平成30年5月8日	第4期 自 平成30年5月9日 至 令和1年5月8日
1 . 1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,419,459円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(103,892,848円)及び分配準備積立金(17,998,827円)より分配対象収益は127,311,134円(1万口当たり2,620.14円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,193,052円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(79,050,918円)及び分配準備積立金(18,977,172円)より分配対象収益は109,221,142円(1万口当たり2,248.15円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	第3期	第4期
	自 平成29年5月9日 至 平成30年5月8日	自 平成30年5月9日 至 令和1年5月8日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 平成30年5月8日現在	第4期 令和1年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 平成30年5月8日現在	第4期 令和1年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,487,613	22,075,327
合計	5,487,613	22,075,327

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第3期 平成30年5月8日現在	第4期 令和1年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2620円 (12,620円)	1.1999円 (11,999円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

令和1年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	502,248,100	582,909,144	
親投資信託受益証券	合計	502,248,100	582,909,144	
合計		502,248,100	582,909,144	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成30年5月8日現在	令和1年5月8日現在
資産の部			
流動資産			
預金		3,617,540,082	3,872,599,853
コール・ローン		153,141,377	634,766,842
株式		58,868,713,579	51,729,859,468
新株予約権証券		-	253,275
投資信託受益証券		281,152,551	251,091,679
投資証券		129,550,836	72,699,161
派生商品評価勘定		994,893	3,188,726
未収入金		42,677,216	294,853
未収配当金		68,683,806	74,458,359
差入委託証拠金		1,084,581,950	1,169,233,543
流動資産合計		64,247,036,290	57,808,445,759
資産合計		64,247,036,290	57,808,445,759
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		149,410,523	157,004,472
未払解約金		12,645,000	1,208,615,000
流動負債合計		162,055,523	1,365,619,472
負債合計		162,055,523	1,365,619,472
純資産の部			
元本等			
元本	1	52,708,380,857	48,632,539,394
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		11,376,599,910	7,810,286,893
元本等合計		64,084,980,767	56,442,826,287
純資産合計		64,084,980,767	56,442,826,287
負債純資産合計		64,247,036,290	57,808,445,759

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年5月8日現在	令和1年5月8日現在
1 . 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	41,672,620,881円	52,708,380,857円
同期中追加設定元本額	34,999,283,863円	36,069,687,598円
同期中一部解約元本額	23,963,523,887円	40,145,529,061円
元本の内訳		
ファンド名		
D I A M新興国株式インデックスファンド< D C 年金 >	3,486,755,172円	4,513,331,607円
D I A M新興国株式インデックスファンド< 為替ヘッジなし > (ファンドラップ)	504,347,538円	502,248,100円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	5,594,422円	3,316,467円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	15,725,843円	11,116,546円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	18,210,990円	14,404,320円
グローバル8資産ラップファンド(安定型)	32,542,760円	29,486,742円
グローバル8資産ラップファンド(中立型)	33,677,120円	29,625,542円
グローバル8資産ラップファンド(積極型)	18,874,652円	17,313,088円
たわらノーロード 新興国株式	3,641,281,820円	4,723,731,401円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ向け>	1,128,458,003円	1,739,249,641円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	50,020,207円	308,149,882円
たわらノーロード バランス (堅実型)	289,859円	1,943,231円
たわらノーロード バランス (標準型)	1,057,285円	7,952,234円
たわらノーロード バランス (積極型)	3,217,089円	15,734,306円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)	31,417円	171,588円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)	2,007,278円	10,657,287円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)	3,726,658円	31,948,217円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)	2,582,396円	22,428,596円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)	6,134,233円	56,133,118円
たわらノーロード 最適化バランス(安定型)	20,926円	128,432円
たわらノーロード 最適化バランス(安定成長型)	96,842円	500,540円

たわらノーロード 最適化バランス(成長型)	136,401円	371,131円
たわらノーロード 最適化バランス(積極型)	502,304円	1,058,989円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	429,132,057円	453,215,866円
DIAM DC 8資産バランス ファンド(新興国10)	44,424,844円	322,361,801円
DIAM DC 8資産バランス ファンド(新興国20)	157,059,043円	288,737,021円
DIAM DC 8資産バランス ファンド(新興国30)	346,589,182円	568,315,090円
投資のソムリエ	4,658,002,566円	7,475,132,144円
クルーズコントロール	1,482,031,859円	1,134,187,407円
投資のソムリエ<DC年金>	336,928,674円	761,354,366円
DIAM 8資産バランス ファンドN<DC年金>	177,856,455円	247,104,657円
クルーズコントロール<DC 年金>	582,884円	794,812円
DIAMコア資産設計ファンド (堅実型)	19,133,302円	18,102,848円
DIAMコア資産設計ファンド (積極型)	57,219,533円	47,696,138円
投資のソムリエ<DC年金> リスク抑制型	74,005,680円	186,431,702円
ダイナミック・ナビゲーション リスク抑制世界8資産 バランス ファンド	1,570,802円	1,662,768円
ワールドアセットバランス(基 本コース)	1,297,345,097円	2,843,208,568円
ワールドアセットバランス(リ スク抑制コース)	1,787,762,556円	1,617,423,148円
ワールドアセットバランス(リ スク抑制コース)	7,250,834,030円	6,277,274,398円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2045)	1,051,535円	2,657,119円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2055)	778,497円	2,310,127円
リスク抑制世界8資産 バランス ファンド(DC)	361,264円	1,309,203円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2035)	1,252,011円	4,526,715円
リスクコントロール世界資産 分散ファンド	- 円	274,183,673円
9資産分散投資・スタンダード <DC年金>	- 円	10,676,628円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2040)	- 円	596,693円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2050)	- 円	596,693円
投資のソムリエ(ターゲット・ イヤー2060)	- 円	596,693円
エマージング株式バッシブ ファンドVA(適格機関投資家 専用)	4,735,873,673円	2,681,905,387円

	エマージング株式パッシブファンド(適格機関投資家限定)	2,628,490,339円	-円
	D I A M世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	11,032,600,056円	4,623,197,384円
	D I A M世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	7,232,203,703円	6,745,979,340円
	計	52,708,380,857円	48,632,539,394円
2 .	受益権の総数	52,708,380,857口	48,632,539,394口



## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年5月9日 至 平成30年5月8日	自 平成30年5月9日 至 令和1年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年5月8日現在	令和1年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成30年5月8日現在	令和1年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	282,464,684	1,454,693,856
新株予約権証券	-	18,383
投資信託受益証券	19,399,097	408,939
投資証券	7,536,900	2,973,326
合計	309,400,681	1,457,239,860

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年4月19日から平成30年5月8日まで及び平成31年4月19日から令和1年5月8日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	平成30年5月8日 現在				令和1年5月8日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	-	-	-	-	2,398,034,606	-	2,395,034,106	3,000,500
アメリカ・ドル	-	-	-	-	1,011,942,310	-	1,009,211,810	2,730,500
インド・ルピー	-	-	-	-	302,100,000	-	302,100,000	-
インドネシア・ルピア	-	-	-	-	73,532,296	-	73,532,296	-
タイ・バーツ	-	-	-	-	93,420,000	-	93,150,000	270,000
韓国・ウォン	-	-	-	-	489,840,000	-	489,840,000	-
台湾・ドル	-	-	-	-	427,200,000	-	427,200,000	-
買 建	104,688,457	-	104,652,900	35,557	1,386,092,296	-	1,383,785,020	2,307,276
アメリカ・ドル	104,688,457	-	104,652,900	35,557	1,386,092,296	-	1,383,785,020	2,307,276
合計	104,688,457	-	104,652,900	35,557	3,784,126,902	-	3,778,819,126	693,224

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
  - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### 株式関連

種類	平成30年5月8日 現在				令和1年5月8日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	4,863,318,327	-	4,714,938,254	148,380,073	4,109,175,178	-	3,954,666,208	154,508,970
合計	4,863,318,327	-	4,714,938,254	148,380,073	4,109,175,178	-	3,954,666,208	154,508,970

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成30年5月8日現在	令和1年5月8日現在
1口当たり純資産額	1.2158円	1.1606円
(1万口当たり純資産額)	(12,158円)	(11,606円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

令和1年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CTRI.P.COM INTERNATIONAL LTD ADR	36,150	41.040	1,483,596.000	
	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	17,000	15.930	270,810.000	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	69,900	5.950	415,905.000	
	CREDICORP LTD	5,984	234.260	1,401,811.840	
	SINA CORP	5,870	57.980	340,342.600	
	MOBILE TELESYSTEMS PJSC ADR	47,164	7.830	369,294.120	
	NETEASE INC-ADR	6,904	264.170	1,823,829.680	
	SOUTHERN COPPER CORP	7,248	36.510	264,624.480	
	LUKOIL SPON ADR	43,770	82.340	3,604,021.800	
	GAZPROM PAO ADR	485,843	5.020	2,438,931.860	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK SP GDR	137,760	4.255	586,168.800	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	105,800	1.153	121,987.400	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRADE	72,280	1.465	105,890.200	
	SURGUTNEFTEGAZ ADR	77,537	3.728	289,057.930	
	51JOB INC ADR	2,300	88.250	202,975.000	
	X5 RETAIL GROUP NV GDR	12,636	30.320	383,123.520	
	NOVATEK PJSC GDR	8,235	186.500	1,535,827.500	
	BAIDU INC -SPON ADR	24,629	162.130	3,993,099.770	
	NOVOLIPETSK STEEL GDR	12,150	26.000	315,900.000	
	MMC NORILSK NICKEL ADR	58,543	21.700	1,270,383.100	
	ROSNEFT OIL CO GDR	107,335	6.442	691,452.070	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH	12,651	88.460	1,119,107.460	
	SEVERSTAL GDR	21,951	15.920	349,459.920	
	TATNEFT ADR	23,032	68.400	1,575,388.800	
	MAGNITOGORSK IRON & STEEL SPON GDR	23,748	9.090	215,869.320	
	VTB BANK OJSC GDR	172,000	1.110	190,920.000	
	DP WORLD PLC	15,219	19.150	291,443.850	
	MAGNIT PJSC GDR	32,436	14.565	472,430.340	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	42,434	8.750	371,297.500	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	31,520	36.510	1,150,795.200	
NOAH HOLDINGS LTD ADR	2,700	49.870	134,649.000		
SBERBANK ADR	242,421	14.495	3,513,892.390		
PHOSAGRO PJSC GDR	13,784	12.190	168,026.960		

	HUAZHU GROUP LTD ADR	11,545	37.730	435,592.850	
	YY INC-ADR	4,398	74.660	328,354.680	
	GDS HOLDINGS LTD ADR	5,600	35.550	199,080.000	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	8,115	16.370	132,842.550	
	58.COM INC ADR	8,337	65.590	546,823.830	
	AUTOHOME INC ADR	5,199	110.260	573,241.740	
	WEIBO CORP ADR	4,844	62.440	302,459.360	
	JD.COM INC ADR	64,675	27.130	1,754,632.750	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	115,334	181.430	20,925,047.620	
	MOMO INC SPON ADR	12,805	33.150	424,485.750	
	BAOZUN INC-SPN ADR	3,400	43.450	147,730.000	
	PINDUODUO INC ADR	16,690	22.820	380,865.800	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	31,877	46.210	1,473,036.170	
	IQIYI INC ADR	11,109	21.970	244,064.730	
	POLYUS PJSC GDR	6,012	38.800	233,265.600	
	HUTCHISON CHINA MEDITECH LTD ADR	4,746	29.230	138,725.580	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC ADR	28,089	18.800	528,073.200	
アメリカ・ドル 小計		2,321,709		60,230,635.620 (6,636,813,739)	
アラブ首長国連邦・ディルハム	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	136,145	5.180	705,231.100	
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	164,845	16.400	2,703,458.000	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC	201,006	9.100	1,829,154.600	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	258,974	15.600	4,039,994.400	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	343,166	4.700	1,612,880.200	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	356,142	1.770	630,371.340	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	77,463	3.550	274,993.650	
	EMAAR MALLS PJSC	178,166	1.640	292,192.240	
	DAMAC PROPERTIES DUBAI CO PJSC	190,235	1.140	216,867.900	
アラブ首長国連邦・ディルハム 小計		1,906,142		12,305,143.430 (369,769,560)	
イギリス・ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	22,756	8.050	183,185.800	
イギリス・ポンド 小計		22,756		183,185.800 (26,378,755)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	253,290	1,343.500	340,295,115.000	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	65,504	378.850	24,816,190.400	
	ASIAN PAINTS LTD	25,174	1,387.800	34,936,477.200	
	EICHER MOTORS LTD	1,223	20,353.200	24,891,963.600	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	28,460	872.350	24,827,081.000	

MAHINDRA & MAHINDRA LTD	64,982	636.000	41,328,552.000	
SHREE CEMENT LTD	702	19,766.600	13,876,153.200	
ICICI BANK LTD	210,176	386.500	81,233,024.000	
HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	58,463	285.000	16,661,955.000	
STATE BANK OF INDIA LTD	156,709	305.450	47,866,764.050	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	18,935	489.850	9,275,309.750	
LIC HOUSING FINANCE LTD	26,242	474.000	12,438,708.000	
TATA STEEL LTD	30,106	530.600	15,974,243.600	
TATA MOTORS LTD	138,004	190.950	26,351,863.800	
JSW STEEL LTD	71,572	288.100	20,619,893.200	
TATA POWER CO LTD	100,483	64.350	6,466,081.050	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	5,751	2,650.550	15,243,313.050	
NESTLE INDIA LTD	1,980	10,477.100	20,744,658.000	
GAIL INDIA LTD	70,027	340.750	23,861,700.250	
VEDANTA LTD	115,072	163.500	18,814,272.000	
AXIS BANK LTD	168,573	741.850	125,055,880.050	
TITAN COMPANY LTD	27,648	1,086.500	30,039,552.000	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	122,655	171.700	21,059,863.500	
LUPIN LTD	18,852	854.700	16,112,804.400	
BAJAJ FINANCE LTD	15,192	3,017.050	45,835,023.600	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP	144,973	1,966.300	285,060,409.900	
ZEE ENTERTAINMENT ENTERPRISES LTD	43,870	369.150	16,194,610.500	
INFOSYS LTD	310,730	724.550	225,139,421.500	
WIPRO LTD	134,610	293.850	39,555,148.500	
INDIAN OIL CORP LTD	168,252	153.450	25,818,269.400	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	57,334	1,697.500	97,324,465.000	
HCL TECHNOLOGIES LTD	47,909	1,131.750	54,221,010.750	
DABUR INDIA LTD	51,560	375.500	19,360,780.000	
HERO MOTOCORP LTD	4,509	2,527.350	11,395,821.150	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	10,389	2,942.450	30,569,113.050	
BHARTI AIRTEL LTD	135,106	324.950	43,902,694.700	
UNITED SPIRITS LTD	24,162	522.300	12,619,812.600	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	73,090	448.200	32,758,938.000	
DIVI'S LABORATORIES LTD	7,703	1,689.150	13,011,522.450	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	9,314	6,702.000	62,422,428.000	
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	13,689	634.850	8,690,461.650	
AUROBINDO PHARMA LTD	22,361	770.700	17,233,622.700	
HAVELLS INDIA LTD	26,492	739.100	19,580,237.200	
MOTHERSON SUMI SYSTEMS LTD	95,048	131.650	12,513,069.200	

	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	13,834	1,023.000	14,152,182.000	
	PETRONET LNG LTD	52,875	238.000	12,584,250.000	
	CIPLA LTD/INDIA	31,870	557.950	17,781,866.500	
	LARSEN & TOUBRO LTD	41,660	1,366.600	56,932,556.000	
	ULTRATECH CEMENT LTD	8,369	4,531.250	37,922,031.250	
	ASHOK LEYLAND LTD	110,886	85.950	9,530,651.700	
	BOSCH LTD	687	17,784.700	12,218,088.900	
	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	80,017	2,151.950	172,192,583.150	
	NTPC LTD	210,066	134.100	28,169,850.600	
	PIRAMAL ENTERPRISES LTD	7,474	2,267.950	16,950,658.300	
	YES BANK LTD	150,169	164.750	24,740,342.750	
	AMBUJA CEMENTS LTD	54,635	218.200	11,921,357.000	
	BHARAT FORGE LTD	18,421	465.350	8,572,212.350	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	100,088	200.450	20,062,639.600	
	ITC LTD	304,456	301.900	91,915,266.400	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	11,666	1,178.700	13,750,714.200	
	UNITED PHOSPHORUS LTD	30,817	951.150	29,311,589.550	
	GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	32,823	636.000	20,875,428.000	
	TECH MAHINDRA LTD	41,380	814.650	33,710,217.000	
	VODAFONE IDEA LTD	646,470	15.600	10,084,932.000	
	MARICO LTD	37,213	359.400	13,374,352.200	
	PAGE INDUSTRIES LTD	528	21,799.300	11,510,030.400	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	171,078	191.550	32,769,990.900	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	43,912	371.900	16,330,872.800	
	REC LTD	55,173	139.700	7,707,668.100	
	BAJAJ FINSERV LTD	3,285	7,561.950	24,841,005.750	
	BAJAJ AUTO LTD	7,967	3,033.050	24,164,309.350	
	COAL INDIA LTD	112,457	248.800	27,979,301.600	
	MAHINDRA & MAHINDRA FINANCIAL SERVICES LTD	28,933	384.350	11,120,398.550	
	BHARTI INFRA TEL LTD	32,296	268.000	8,655,328.000	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE LTD	25,466	678.600	17,281,227.600	
	TATA STEEL LTD-PARTLY PAID	2,333	76.400	178,241.200	
	CADILA HEALTHCARE LTD	16,962	299.200	5,075,030.400	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	11,216	1,255.100	14,077,201.600	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	8,300	1,576.750	13,087,025.000	
	インド・ルピー 小計	5,682,658		2,957,529,678.650 (4,702,472,190)	
インドネシア・ル ピア	UNITED TRACTORS TBK PT	143,901	27,150.000	3,906,912,150.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	347,600	6,850.000	2,381,060,000.000	



	UNILEVER INDONESIA TBK PT	137,500	44,500.000	6,118,750,000.000	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,769,800	7,525.000	13,317,745,000.000	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	4,376,900	3,900.000	17,069,910,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	675,600	5,000.000	3,378,000,000.000	
	GUDANG GARAM TBK PT	44,800	82,025.000	3,674,720,000.000	
	HANJAYA MANDALA SAMPOERNA TBK	795,500	3,390.000	2,696,745,000.000	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA TBK PT	180,300	20,725.000	3,736,717,500.000	
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	262,000	6,775.000	1,775,050,000.000	
	BUKIT ASAM TBK PT	256,700	3,400.000	872,780,000.000	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK PT	261,316	5,400.000	1,411,106,400.000	
	BANK MANDIRI	1,636,400	7,650.000	12,518,460,000.000	
	PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA TBK PT	98,000	9,325.000	913,850,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	4,888,100	4,250.000	20,774,425,000.000	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA TBK PT	1,064,100	2,240.000	2,383,584,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	643,700	8,950.000	5,761,115,000.000	
	KALBE FARMA TBK PT	1,822,200	1,500.000	2,733,300,000.000	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	276,500	11,900.000	3,290,350,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	869,600	28,300.000	24,609,680,000.000	
	JASA MARGA PERSERO TBK PT	200,125	5,700.000	1,140,712,500.000	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	746,500	1,290.000	962,985,000.000	
	ADARO ENERGY PT	1,434,500	1,310.000	1,879,195,000.000	
	PAKUWON JATI TBK	1,659,900	670.000	1,112,133,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	238,500	9,700.000	2,313,450,000.000	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK PT	180,800	3,790.000	685,232,000.000	
	BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	480,300	2,460.000	1,181,538,000.000	
	PT SURYA CITRA MEDIA TBK	511,300	1,775.000	907,557,500.000	
	インドネシア・ルピア 小計	26,002,442		143,507,063,050.000 (1,105,004,385)	
オフショア・人民元	LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	9,600	24.180	232,128.000	
	FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	26,300	5.940	156,222.000	
	IFLYTEK CO LTD	6,400	29.360	187,904.000	

YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	2,300	84.130	193,499.000	
JIANGSU YANGHE BREWERY JOINT-STOCK CO LTD	2,500	113.650	284,125.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	7,200	95.960	690,912.000	
SUNING.COM CO LTD	29,500	11.720	345,740.000	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	79,900	3.380	270,062.000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	12,300	21.070	259,161.000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	5,700	53.420	304,494.000	
MIDEA GROUP CO LTD	8,000	50.750	406,000.000	
HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY CO LTD	12,000	30.620	367,440.000	
PING AN BANK CO LTD	27,200	12.950	352,240.000	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	79,000	4.770	376,830.000	
CHINA VANKE CO LTD	13,700	27.980	383,326.000	
WEICHAH POWER CO LTD	29,900	11.890	355,511.000	
GF SECURITIES CO LTD	22,700	14.200	322,340.000	
BYD CO LTD	7,500	53.010	397,575.000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	20,900	12.130	253,517.000	
PETROCHINA CO LTD	32,800	7.290	239,112.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	75,500	5.660	427,330.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	82,500	3.660	301,950.000	
BANK OF CHINA LTD	74,500	3.780	281,610.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	51,300	5.450	279,585.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	31,500	33.710	1,061,865.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	14,500	81.170	1,176,965.000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	27,400	19.130	524,162.000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	36,700	11.800	433,060.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	73,320	6.240	457,516.800	
SAIC MOTOR CORP LTD	10,900	26.170	285,253.000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	1,800	890.000	1,602,000.000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	79,200	6.120	484,704.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	31,600	20.750	655,700.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	10,900	34.030	370,927.000	

CHINA YANGTZE POWER CO LTD	26,500	16.840	446,260.000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	30,100	8.250	248,325.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	60,800	4.040	245,632.000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	61,600	5.840	359,744.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	36,000	12.670	456,120.000	
HUAXIA BANK CO LTD	23,200	7.590	176,088.000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	10,400	30.550	317,720.000	
BANK OF BEIJING CO LTD	42,800	6.250	267,500.000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	29,200	6.870	200,604.000	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	7,000	39.180	274,260.000	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	22,800	16.150	368,220.000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	20,400	12.940	263,976.000	
CRRC CORP LTD	34,700	8.230	285,581.000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	10,200	66.140	674,628.000	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORP LTD	27,400	10.100	276,740.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	23,600	18.450	435,420.000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	21,100	12.120	255,732.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	11,000	26.990	296,890.000	
FOUNDER SECURITIES CO LTD	31,000	6.600	204,600.000	
CHINA INTERNATIONAL TRAVEL SERVICE CORP LTD	3,900	76.400	297,960.000	
AVIC CAPITAL CO LTD	49,800	5.350	266,430.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	151,200	3.090	467,208.000	
POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	22,400	5.080	113,792.000	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO LTD	23,700	8.680	205,716.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	9,900	18.730	185,427.000	
AECC AVIATION POWER CO LTD	9,500	23.410	222,395.000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	16,000	15.010	240,160.000	

	INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	53,200	6.290	334,628.000	
	BEIJING TONGRENTANG CO LTD	6,400	29.690	190,016.000	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	8,000	29.050	232,400.000	
	YONGHUI SUPERSTORES CO LTD	24,000	9.670	232,080.000	
	AISINO CORP	6,400	23.580	150,912.000	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	66,500	7.760	516,040.000	
	ZHANGZHOU PIENZHEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	1,800	112.050	201,690.000	
	HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO LTD	8,100	17.950	145,395.000	
	CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	51,300	5.700	292,410.000	
	BANK OF JIANGSU CO LTD	32,400	7.420	240,408.000	
	ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	24,800	10.600	262,880.000	
	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	24,000	11.310	271,440.000	
オフショア・人民元 小計		2,160,120		25,844,192.800 (419,192,807)	
カタール・リアル	QATAR INSURANCE CO SAQ	14,417	37.000	533,429.000	
	QATAR NATIONAL BANK	42,998	187.940	8,081,044.120	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	18,202	49.060	892,990.120	
	OOREDOO QSC	6,760	64.210	434,059.600	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	5,050	163.000	823,150.000	
	INDUSTRIES QATAR QSC	17,405	117.500	2,045,087.500	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	11,406	164.100	1,871,724.600	
	MASRAF AL RAYAN	36,535	35.900	1,311,606.500	
	BARWA REAL ESTATE CO	16,763	34.710	581,843.730	
EZDAN HOLDING GROUP QSC	69,416	10.010	694,854.160		
カタール・リアル 小計		238,952		17,269,789.330 (520,856,846)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	44,150	15,940.000	703,751,000.000	
	ECOPETROL SA	455,598	2,885.000	1,314,400,230.000	
	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA SA-PREF	10,138	33,160.000	336,176,080.000	
	GRUPO AVAL ACCIONES Y VALORES SA-PREF	341,831	1,275.000	435,834,525.000	
	CEMENTOS ARGOS SA	37,720	7,910.000	298,365,200.000	
	GRUPO ARGOS SA	28,217	17,920.000	505,648,640.000	
	BANCOLOMBIA SA	20,947	38,240.000	801,013,280.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	38,573	39,400.000	1,519,776,200.000	

	GRUPO DE INVERSIONES SURAMERICANA SA	18,181	35,480.000	645,061,880.000	
コロンビア・ペソ	小計	995,355		6,560,027,035.000 (219,104,903)	
タイ・パーツ	BANGKOK BANK PCL	22,000	210.000	4,620,000.000	
	BERLI JUCKER PCL NVDR	123,600	52.250	6,458,100.000	
	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	348,000	18.900	6,577,200.000	
	ROBINSON PCL-NVDR	38,800	57.750	2,240,700.000	
	SIAM COMMERCIAL BANK PCL NVDR	161,400	129.000	20,820,600.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	1,074,755	5.000	5,373,775.000	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	51,200	190.500	9,753,600.000	
	TMB BANK PCL -NVDR	1,010,000	1.980	1,999,800.000	
	IRPC PCL NVDR	794,800	5.400	4,291,920.000	
	BANPU PCL PUBLIC CO LTD NVDR	172,000	16.100	2,769,200.000	
	ELECTRICITY GENERATING PCL NVDR	13,100	298.000	3,903,800.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	311,500	28.250	8,799,875.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	92,100	188.500	17,360,850.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL- NVDR	380,520	15.800	6,012,216.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	15,800	74.000	1,169,200.000	
	PTT PCL	930,200	48.750	45,347,250.000	
	THAI UNION GROUP PCL- NVDR	162,600	18.700	3,040,620.000	
	LAND AND HOUSES PCL NVDR	263,900	10.700	2,823,730.000	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	33,850	462.000	15,638,700.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	378,300	68.500	25,913,550.000	
	KASIKORNBANK PCL - FOREIGN	107,600	190.500	20,497,800.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	119,200	73.750	8,791,000.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	330,900	25.500	8,437,950.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL- NVDR	32,400	169.500	5,491,800.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL- NVDR	189,310	37.500	7,099,125.000	
	THAI OIL PCL NVDR	98,300	67.750	6,659,825.000	
	GLOW ENERGY PCL NVDR	54,000	90.250	4,873,500.000	
	CP ALL PCL NVDR	442,300	76.250	33,725,375.000	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	531,300	11.600	6,163,080.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	119,345	131.500	15,693,867.500	
	INDORAMA VENTURES PCL NVDR	170,922	47.250	8,076,064.500	

	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	194,508	67.750	13,177,917.000	
	ENERGY ABSOLUTE PCL NVDR	118,000	57.750	6,814,500.000	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	612,500	11.100	6,798,750.000	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	34,200	106.500	3,642,300.000	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL NVDR	59,400	51.000	3,029,400.000	
タイ・パーツ 小計		9,592,610		353,886,940.000 (1,224,448,812)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	7,113	873.000	6,209,649.000	
	CEZ	15,014	529.000	7,942,406.000	
	MONETA MONEY BANK AS	37,394	74.900	2,800,810.600	
チェコ・コルナ 小計		59,521		16,952,865.600 (81,204,226)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	5,852,033	48.800	285,579,210.400	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	4,169	44,360.000	184,936,840.000	
	BANCO DE CHILE	2,213,493	98.840	218,781,648.120	
	EMPRESAS CMPC SA	111,577	2,099.000	234,200,123.000	
	EMPRESAS COPEC SA	34,345	8,050.100	276,480,684.500	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	13,024	9,200.000	119,820,800.000	
	ENTEL CHILE SA	13,572	6,950.000	94,325,400.000	
	ENEL AMERICAS SA	2,544,321	116.000	295,141,236.000	
	COLBUN SA	554,294	137.900	76,437,142.600	
	AGUAS ANDINAS SA	224,014	399.600	89,515,994.400	
	EMBOTELLADORA ANDINA SA	40,401	2,420.000	97,770,420.000	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	26,250	6,501.600	170,667,000.000	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	10,624	24,095.000	255,985,280.000	
	SACI FALABELLA	67,478	4,730.000	319,170,940.000	
	ITAU CORPBANCA	13,236,977	5.802	76,800,940.550	
	CENCOSUD SA	122,212	1,264.000	154,475,968.000	
ENEL CHILE SA	2,891,060	65.550	189,508,983.000		
チリ・ペソ 小計		27,959,844		3,139,598,610.570 (504,847,457)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	250,719	5.800	1,454,170.200	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII AS	19,724	18.860	371,994.640	
	ARCELIK	18,902	16.760	316,797.520	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	31,766	20.280	644,214.480	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	125,960	8.910	1,122,303.600	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,919	53.300	315,482.700	
	KOC HOLDING AS	67,325	15.500	1,043,537.500	
	PETKIM PETROKIMYA HOLDING	88,174	4.480	395,019.520	

	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	54,397	5.870	319,310.390	
	TURK HAVA YOLLARI	49,081	13.520	663,575.120	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	93,118	11.590	1,079,237.620	
	TURKIYE GARANTI BANKASI AS	203,063	7.750	1,573,738.250	
	TURKIYE IS BANKASI	151,063	5.070	765,889.410	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	10,681	121.000	1,292,401.000	
	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	77,665	7.220	560,741.300	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	19,011	78.400	1,490,462.400	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	13,735	24.600	337,881.000	
	TURKIYE HALK BANKASI AS	61,970	5.620	348,271.400	
トルコ・リラ 小計		1,342,273		14,095,028.050 (251,878,152)	
ハンガリー・フォロント	RICHTER GEDEON NYRT	13,104	5,615.000	73,578,960.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	30,436	3,096.000	94,229,856.000	
	OTP BANK NYRT	20,027	12,460.000	249,536,420.000	
ハンガリー・フォロント 小計		63,567		417,345,236.000 (158,716,393)	
パキスタン・ルピー	MCB BANK LTD	39,000	187.890	7,327,710.000	
	OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	74,500	137.040	10,209,480.000	
	HABIB BANK LTD	54,400	127.810	6,952,864.000	
パキスタン・ルピー 小計		167,900		24,490,054.000 (19,102,242)	
フィリピン・ペソ	AYALA LAND INC	640,500	46.950	30,071,475.000	
	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	179,890	52.550	9,453,219.500	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	85,570	84.850	7,260,614.500	
	AYALA CORP	22,033	900.000	19,829,700.000	
	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	307,700	14.840	4,566,268.000	
	DMCI HOLDINGS INC	351,850	11.340	3,989,979.000	
	GLOBE TELECOM INC	2,785	1,990.000	5,542,150.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	81,420	136.400	11,105,688.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	245,040	63.550	15,572,292.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	36,330	304.000	11,044,320.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	144,997	73.850	10,708,028.450	
	BDO UNIBANK INC	171,423	135.900	23,296,385.700	

	MEGAWORLD CORP	962,000	5.770	5,550,740.000	
	PLDT INC	8,600	1,254.000	10,784,400.000	
	ROBINSONS LAND CORP	218,722	23.800	5,205,583.600	
	SECURITY BANK CORP	23,420	175.000	4,098,500.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	882,675	40.050	35,351,133.750	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	79,130	161.400	12,771,582.000	
	SM INVESTMENTS CORP	21,938	949.000	20,819,162.000	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CORP	1,148,900	4.290	4,928,781.000	
	ABOITIZ POWER CORP	128,200	35.000	4,487,000.000	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	23,430	381.800	8,945,574.000	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	9,137	899.000	8,214,163.000	
フィリピン・ペソ	小計	5,775,690		273,596,739.500 (580,025,087)	
ブラジル・リアル	BRF SA	47,492	31.050	1,474,626.600	
	VALE SA	280,921	49.700	13,961,773.700	
	RAIA DROGASIL SA	20,600	68.030	1,401,418.000	
	TIM PARTICIPACOES SA	76,300	11.470	875,161.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	19,250	34.050	655,462.500	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	19,800	32.510	643,698.000	
	BANCO DO BRASIL SA	76,200	49.490	3,771,138.000	
	INVESTIMENTOS ITAU SA	394,260	11.440	4,510,334.400	
	LOJAS AMERICANAS SA	63,874	15.080	963,219.920	
	GERDAU SA	88,030	14.220	1,251,786.600	
	CIA BRASILEIRA DE DISTRIBUICAO GRUPO PAO DE ACUCAR	13,806	94.830	1,309,222.980	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	263,110	29.220	7,688,074.200	
	PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	32,800	23.630	775,064.000	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	348,312	26.350	9,178,021.200	
	KROTON EDUCACIONAL SA	122,268	9.250	1,130,979.000	
	CCR SA	106,220	12.200	1,295,884.000	
	WEG SA	73,972	18.140	1,341,852.080	
	BANCO BRADESCO SA PREF	359,050	34.770	12,484,168.500	
	BANCO BRADESCO SA	106,741	30.270	3,231,050.070	
	NATURA COSMETICOS SA	19,800	51.290	1,015,542.000	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	61,706	14.180	874,991.080	
	SUZANO SA	48,075	40.990	1,970,594.250	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	432,347	32.600	14,094,512.200	
	PORTO SEGURO SA	8,800	53.080	467,104.000	
	B2W CIA DIGITAL	16,200	37.080	600,696.000	
	BRASKEM SA	15,730	44.070	693,221.100	
	ENGIE BRASIL SA	15,487	42.200	653,551.400	
	LOCALIZA RENT A CAR	50,880	35.030	1,782,326.400	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	39,728	45.850	1,821,528.800	



	LOJAS RENNER SA	68,937	41.230	2,842,272.510	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	62,904	21.400	1,346,145.600	
	COSAN SA	16,200	44.560	721,872.000	
	EQUATORIAL ENERGIA SA	14,800	79.600	1,178,080.000	
	EMBRAER SA	65,660	19.200	1,260,672.000	
	M DIAS BRANCO SA	10,400	41.000	426,400.000	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	76,565	12.100	926,436.500	
	JBS SA	83,600	19.770	1,652,772.000	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	79,449	13.910	1,105,135.590	
	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	29,998	48.100	1,442,903.800	
	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS IMOBILIARIOS SA	23,340	23.780	555,025.200	
	SUL AMERICA SA	17,869	31.300	559,299.700	
	HYPERA SA	29,600	28.760	851,296.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	182,616	33.660	6,146,854.560	
	MAGAZINE LUIZA SA	7,500	192.150	1,441,125.000	
	BANCO SANTANDER BRASIL SA	36,400	43.700	1,590,680.000	
	CIELO SA	111,307	7.500	834,802.500	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	61,200	27.580	1,687,896.000	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	37,300	20.800	775,840.000	
	AMBEV SA	417,895	17.650	7,375,846.750	
	KLABIN SA	64,800	15.950	1,033,560.000	
	RUMO SA	96,100	17.600	1,691,360.000	
	IRB BRASIL RESSEGUROS S/A	13,700	99.500	1,363,150.000	
	ブラジル・リアル 小計	4,829,899		130,726,427.690 (3,627,658,369)	
ポーランド・ズロチ	BANK MILLENNIUM SA	49,782	9.350	465,461.700	
	MBANK	1,383	428.000	591,924.000	
	BANK HANDLOWY W WARSZAWIE SA	2,596	55.700	144,597.200	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	12,048	96.140	1,158,294.720	
	BANK PEKAO SA	15,887	108.300	1,720,562.100	
	ORANGE POLSKA SA	58,600	4.742	277,881.200	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	26,212	93.340	2,446,628.080	
	LPP SA	110	8,090.000	889,900.000	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,046	382.200	1,164,181.200	
	CD PROJEKT RED SA	6,015	210.100	1,263,751.500	

	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	77,072	37.800	2,913,321.600	
	CCC SA	2,763	186.200	514,470.600	
	GRUPA LOTOS SA	9,385	77.340	725,835.900	
	POLSKIE GORNICTWO NAFTOWE I GAZOWNICTWO SA	140,134	5.535	775,641.690	
	CYFROWY POLSAT SA	23,495	25.700	603,821.500	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	70,529	8.730	615,718.170	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	53,842	41.460	2,232,289.320	
	JASTRZEBSKA SPOLKA WEGLOWA SA	5,380	52.400	281,912.000	
	ALIOR BANK SA	9,007	55.000	495,385.000	
	DINO POLSKA SA	4,709	124.100	584,386.900	
	ポーランド・ズロチ 小計	571,995		19,865,964.380 (570,947,816)	
マレーシア・リン ギット	AMMB HOLDINGS BHD	134,500	4.440	597,180.000	
	GENTING PLANTATIONS BHD	13,100	10.340	135,454.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	421,000	5.200	2,189,200.000	
	DIGI.COM BHD	288,700	4.800	1,385,760.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	72,420	7.560	547,495.200	
	RHB BANK BHD	77,780	5.690	442,568.200	
	HAP SENG CONSOLIDATED BHD	63,200	9.800	619,360.000	
	TOP GLOVE CORP BHD	133,800	4.810	643,578.000	
	GAMUDA BHD	194,600	3.320	646,072.000	
	GENTING BHD	180,300	6.900	1,244,070.000	
	YTL CORP BHD	283,710	1.150	326,266.500	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	20,256	19.020	385,269.120	
	HONG LEONG BANK BHD	62,408	19.800	1,235,678.400	
	IJM CORP BHD	230,360	2.200	506,792.000	
	IOI CORP BHD	187,213	4.420	827,481.460	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	35,400	24.680	873,672.000	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	12,800	33.840	433,152.000	
	MALAYAN BANKING BHD	343,775	8.990	3,090,537.250	
	ALLIANCE BANK MALAYSIA BHD	88,400	3.940	348,296.000	
	MISC BHD	90,280	6.900	622,932.000	
	NESTLE MALAYSIA BHD	4,800	146.000	700,800.000	
	PPB GROUP BHD	47,560	18.740	891,274.400	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	19,600	24.120	472,752.000	
	PETRONAS GAS BHD	60,400	17.540	1,059,416.000	
	GENTING MALAYSIA BHD	298,600	3.160	943,576.000	

	BRITISH AMERICAN TOBACCO BHD	14,700	34.520	507,444.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	103,400	2.840	293,656.000	
	SP SETIA BHD	136,700	2.200	300,740.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	274,450	12.140	3,331,823.000	
	QL RESOURCES BHD	53,800	6.780	364,764.000	
	DIALOG GROUP BHD	320,544	3.170	1,016,124.480	
	PUBLIC BANK BHD(LOCAL)	258,730	22.480	5,816,250.400	
	AIRASIA GROUP BHD	147,900	2.610	386,019.000	
	SIME DARBY BERHAD	229,600	2.270	521,192.000	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	117,100	5.050	591,355.000	
	AXIATA GROUP BERHAD	235,400	4.640	1,092,256.000	
	MAXIS BHD	201,200	5.470	1,100,564.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	209,700	9.050	1,897,785.000	
	IHH HEALTHCARE BHD	213,700	5.560	1,188,172.000	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	109,200	3.700	404,040.000	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	124,000	4.570	566,680.000	
	SIME DARBY PROPERTY BHD	232,700	1.100	255,970.000	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	216,100	5.100	1,102,110.000	
	IOI PROPERTIES GROUP SDN BHD	174,548	1.320	230,403.360	
	マレーシア・リンギット 小計	6,738,434		42,135,980.770 (1,118,710,289)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	264,100	18.740	4,949,234.000	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL SAB DE CV	19,100	118.320	2,259,912.000	
	GRUPO TELEVISIA SAB	213,800	36.490	7,801,562.000	
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	139,600	42.430	5,923,228.000	
	GRUMA SAB DE CV	21,640	189.100	4,092,124.000	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	20,260	192.590	3,901,873.400	
	GRUPO CARSO SAB DE CV	37,600	70.910	2,666,216.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	229,200	113.580	26,032,536.000	
	MEXICHEM SAB DE CV	94,025	43.750	4,113,593.750	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,155	212.090	3,426,313.950	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	134,300	33.500	4,499,050.000	
	ALSEA SAB DE CV	43,700	42.270	1,847,199.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	17,960	312.120	5,605,675.200	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	312,252	52.240	16,312,044.480	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,994,678	13.480	40,368,259.440	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	198,800	28.870	5,739,356.000	

	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	42,600	107.150	4,564,590.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	461,300	54.200	25,002,460.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	31,200	189.130	5,900,856.000	
	MEGACABLE HOLDINGS SAB DE CV	27,400	82.030	2,247,622.000	
	INFRAESTRUCTURA ENERGETICA NOVA SAB DE CV	54,400	81.030	4,408,032.000	
	BANCO SANTANDER MEXICO SA	154,590	30.530	4,719,632.700	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	51,500	121.750	6,270,125.000	
メキシコ・ペソ 小計		5,580,160		192,651,494.920 (1,115,452,155)	
ユーロ	ALPHA BANK A.E.	125,732	1.296	162,948.670	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	4,089	19.200	78,508.800	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	22,051	11.580	255,350.580	
	FF GROUP	3,130	2.400	7,512.000	
	MOTOR OIL HELLAS CORINTH REFIN	5,847	21.000	122,787.000	
	OPAP SA	19,846	9.230	183,178.580	
	JUMBO SA	8,952	16.200	145,022.400	
ユーロ 小計		189,647		955,308.030 (117,779,927)	
韓国・ウォン	CHEIL WORLDWIDE INC	5,553	25,900.000	143,822,700.000	
	HANMI SCIENCE CO LTD	1,187	74,100.000	87,956,700.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	3,124	86,000.000	268,664,000.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2,691	305,000.000	820,755,000.000	
	DB INSURANCE CO LTD	4,871	69,600.000	339,021,600.000	
	WOONGJIN COWAY CO LTD	4,455	79,400.000	353,727,000.000	
	KT&G CORP	10,352	100,000.000	1,035,200,000.000	
	S-1 CORPORATION	1,444	95,900.000	138,479,600.000	
	KOREA GAS CORP	2,469	42,050.000	103,821,450.000	
	CJ CORP	1,188	117,500.000	139,590,000.000	
	KAKAO CORP	4,436	127,500.000	565,590,000.000	
	CJ ENM CO LTD	987	217,800.000	214,968,600.000	
	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	2,634	28,700.000	75,595,800.000	
	SK TELECOM CO LTD	1,859	256,500.000	476,833,500.000	
	DAELIM INDUSTRIAL CO	2,649	99,600.000	263,840,400.000	
	MIRAE ASSET DAEWOO CO LTD	33,940	7,470.000	253,531,800.000	
	NCSOFT CORPORATION	1,550	501,000.000	776,550,000.000	
LG UPLUS CORP	9,656	15,250.000	147,254,000.000		

DAEWOO ENGINEERING & CONSTRUCT	13,540	4,990.000	67,564,600.000	
POSCO INTERNATIONAL CORP	3,600	17,950.000	64,620,000.000	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	823	1,368,000.000	1,125,864,000.000	
LG CHEM LTD	4,065	358,000.000	1,455,270,000.000	
LG CHEM LTD	726	198,500.000	144,111,000.000	
LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	201	770,000.000	154,770,000.000	
SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	37,792	45,500.000	1,719,536,000.000	
S-OIL CORP	3,869	89,600.000	346,662,400.000	
HANWHA CHEMICAL CORPORATION	8,289	20,250.000	167,852,250.000	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	5,997	34,800.000	208,695,600.000	
POSCO CHEMICAL CO LTD	2,126	57,400.000	122,032,400.000	
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,510	268,000.000	404,680,000.000	
HOTEL SHILLA CO LTD	2,826	111,500.000	315,099,000.000	
HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	3,322	122,000.000	405,284,000.000	
HYUNDAI MOBIS	6,026	233,500.000	1,407,071,000.000	
SK HYNIX INC	51,790	79,900.000	4,138,021,000.000	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	7,408	50,600.000	374,844,800.000	
HYUNDAI MOTOR CO	1,954	79,900.000	156,124,600.000	
HYUNDAI MOTOR CO	12,400	136,000.000	1,686,400,000.000	
HYUNDAI STEEL CO	7,194	44,750.000	321,931,500.000	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	22,606	14,300.000	323,265,800.000	
KCC CORP	554	344,500.000	190,853,000.000	
KIA MOTORS CORP	23,118	44,300.000	1,024,127,400.000	
KOREA ZINC CO LTD	733	437,500.000	320,687,500.000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	22,587	27,950.000	631,306,650.000	
HANWHA CORP	3,785	28,600.000	108,251,000.000	
KOREAN AIR CO LTD	4,387	33,550.000	147,183,850.000	
OCI COMPANY LTD	1,829	91,200.000	166,804,800.000	
CJ LOGISTICS	860	161,500.000	138,890,000.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,509	95,900.000	144,713,100.000	
KT CORP	2,048	27,900.000	57,139,200.000	
HLB INC	2,994	82,600.000	247,304,400.000	
LG ELECTRONICS INC	9,408	77,000.000	724,416,000.000	
LOTTE CORP	2,810	48,550.000	136,425,500.000	
LG CORP	8,359	73,800.000	616,894,200.000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	13,362	13,400.000	179,050,800.000	
GS ENGINEERING & CONSTRUCTION	6,004	40,100.000	240,760,400.000	

NAVER CORP	12,442	124,000.000	1,542,808,000.000	
HYUNDAI DEPARTMENT STORE CO LTD	1,249	98,100.000	122,526,900.000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	3,607	66,500.000	239,865,500.000	
OTTOGI CORP	112	717,000.000	80,304,000.000	
AMOREPACIFIC GROUP	2,761	77,200.000	213,149,200.000	
KANGWON LAND INC	10,655	33,100.000	352,680,500.000	
POSCO	6,929	250,000.000	1,732,250,000.000	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,449	17,100.000	247,077,900.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	4,882	239,000.000	1,166,798,000.000	
SAMSUNG ELECTRO- MECHANICS CO LTD	4,953	102,000.000	505,206,000.000	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	425,222	44,850.000	19,071,206,700.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	39,172	8,330.000	326,302,760.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	73,243	36,500.000	2,673,369,500.000	
SHINSEGAE CO LTD	646	324,500.000	209,627,000.000	
YUHAN CORP	750	242,500.000	181,875,000.000	
HANON SYSTEMS	17,156	11,950.000	205,014,200.000	
HYUNDAI MARINE & FIRE INSURANCE CO LTD	5,667	37,300.000	211,379,100.000	
GS HOLDINGS CORP	4,751	51,600.000	245,151,600.000	
LG DISPLAY CO LTD	20,474	18,600.000	380,816,400.000	
CELLTRION INC	7,382	205,500.000	1,517,001,000.000	
HELIXMITH CO LTD	1,190	239,500.000	285,005,000.000	
HANA FINANCIAL GROUP	26,559	36,900.000	980,027,100.000	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,800	158,000.000	284,400,000.000	
CELLTRION PHARM INC	1,457	58,800.000	85,671,600.000	
LOTTE SHOPPING CO	1,003	174,500.000	175,023,500.000	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6,123	82,900.000	507,596,700.000	
AMOREPACIFIC CORP	2,810	212,000.000	595,720,000.000	
AMOREPACIFIC CORP-PREF	848	119,000.000	100,912,000.000	
SAMSUNG CARD CO	2,877	36,650.000	105,442,050.000	
SK INNOVATION CO LTD	5,682	177,000.000	1,005,714,000.000	
CJ CHEILJEDANG CORP	705	312,000.000	219,960,000.000	
STX PAN OCEAN CO LTD	18,395	4,660.000	85,720,700.000	
LG INNOTEK CO LTD	1,440	117,500.000	169,200,000.000	
SK HOLDINGS CO LTD	2,785	256,500.000	714,352,500.000	
KB FINANCIAL GROUP INC	35,213	46,600.000	1,640,925,800.000	
MEDY-TOX INC	421	547,900.000	230,665,900.000	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	6,602	32,250.000	212,914,500.000	
BNK FINANCIAL GROUP INC	24,923	7,110.000	177,202,530.000	
HANMI PHARM CO LTD	550	437,000.000	240,350,000.000	

	HANWHA LIFE INSURANCE CO LTD	28,468	3,880.000	110,455,840.000	
	FILA KOREA LTD	4,310	81,300.000	350,403,000.000	
	E-MART CO LTD	1,878	168,000.000	315,504,000.000	
	DGB FINANCIAL GROUP INC	16,321	8,690.000	141,829,490.000	
	GS RETAIL CO LTD	2,482	37,400.000	92,826,800.000	
	HANKOOK TIRE CO LTD NEW	6,590	38,200.000	251,738,000.000	
	HDC HYUNDAI DEVELOPMENT CO-ENGINEERING & CONSTRUCTION	2,482	44,500.000	110,449,000.000	
	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HOLDINGS CO LTD	863	318,000.000	274,434,000.000	
	BGF RETAIL CO LTD	631	213,000.000	134,403,000.000	
	ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,071	97,000.000	200,887,000.000	
	ORANGE LIFE INSURANCE LTD	2,763	35,200.000	97,257,600.000	
	NETMARBLE CORP	2,291	122,000.000	279,502,000.000	
	WOORI FINANCIAL GROUP INC	44,348	14,050.000	623,089,400.000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3,090	211,500.000	653,535,000.000	
	SAMSUNG C&T CORP	6,697	101,000.000	676,397,000.000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,457	323,000.000	470,611,000.000	
	PEARL ABYSS CORP	534	167,300.000	89,338,200.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	3,636	32,550.000	118,351,800.000	
	SILLAJEN INC	5,319	62,700.000	333,501,300.000	
	CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	4,460	74,100.000	330,486,000.000	
	韓国・ウォン 小計	1,336,032		71,085,922,470.000 (6,696,293,896)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	124,000	10.020	1,242,480.000	
	JIANGSU EXPRESS	128,000	11.060	1,415,680.000	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	126,000	6.170	777,420.000	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	104,000	5.130	533,520.000	
	CHINA MOBILE LIMITED	547,000	73.450	40,177,150.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	106,000	48.350	5,125,100.000	
	DATANG INTERNATIONAL POWER GEN	288,000	1.950	561,600.000	
	BEIJING ENTERPRISES	43,000	41.700	1,793,100.000	
	HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	436,000	4.890	2,132,040.000	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	306,000	8.790	2,689,740.000	
	YANZHOU COAL MINING CO LTD	172,000	8.170	1,405,240.000	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	64,000	67.850	4,342,400.000	

HUADIAN POWER INTL CORP-H	144,000	3.160	455,040.000	
CHINA EASTERN AIRLINES CORP LT	124,000	5.170	641,080.000	
CNOOC LTD	1,585,000	13.900	22,031,500.000	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	270,000	8.000	2,160,000.000	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	414,000	14.420	5,969,880.000	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	337,120	28.800	9,709,056.000	
CHINA RESOURCES LAND LTD	246,888	33.700	8,320,125.600	
CITIC LTD	511,000	11.340	5,794,740.000	
CHINA TRAVEL INTERNATIONAL INV	198,000	1.680	332,640.000	
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL	162,000	6.860	1,111,320.000	
LENOVO GROUP LTD	634,000	6.920	4,387,280.000	
PETRO CHINA CO LTD	1,842,000	4.770	8,786,340.000	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	540,742	9.130	4,936,974.460	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	142,190	21.850	3,106,851.500	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	2,249,200	5.870	13,202,804.000	
TONG REN TANG TECHNOLOGIES CO	54,000	10.520	568,080.000	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	94,000	18.900	1,776,600.000	
KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	232,000	9.210	2,136,720.000	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	69,600	75.100	5,226,960.000	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	288,000	8.090	2,329,920.000	
TOWNGAS CHINA CO LTD	91,000	6.060	551,460.000	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	152,000	7.560	1,149,120.000	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	634,000	1.800	1,141,200.000	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	124,000	15.360	1,904,640.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	374,000	2.890	1,080,860.000	
CHINA DING YI FENG HOLDINGS LTD	80,000	23.100	1,848,000.000	
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDING	81,000	16.600	1,344,600.000	
CHINA EVERBRIGHT LTD	78,000	13.940	1,087,320.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	156,600	24.900	3,899,340.000	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	63,500	24.150	1,533,525.000	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	437,000	14.640	6,397,680.000	



SHENZHEN INVESTMENT LTD	306,000	3.060	936,360.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	82,000	36.300	2,976,600.000	
BYD CO LTD	52,500	51.350	2,695,875.000	
CHINA TELECOM CORP LTD	1,224,000	4.060	4,969,440.000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	172,000	7.980	1,372,560.000	
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	1,210,000	1.690	2,044,900.000	
SINOTRANS LTD	190,000	3.090	587,100.000	
MAANSHAN IRON & STEEL	172,000	3.570	614,040.000	
CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL	292,592	7.570	2,214,921.440	
MMG LTD	220,000	3.250	715,000.000	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURING LTD	136,000	6.240	848,640.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	609,788	8.680	5,292,959.840	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	189,000	4.500	850,500.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	159,200	10.980	1,748,016.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	312,500	6.030	1,884,375.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	665,000	20.750	13,798,750.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	561,000	2.930	1,643,730.000	
CHINA ORIENTAL GROUP CO LTD	70,000	4.530	317,100.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	176,000	7.510	1,321,760.000	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	274,700	8.330	2,288,251.000	
WEICHAJ POWER CO LTD	176,440	12.740	2,247,845.600	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO	100,000	4.820	482,000.000	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL	287,000	3.480	998,760.000	
SHANGHAI INDUSTRIAL	46,000	17.820	819,720.000	
TINGYI HOLDING CORP	178,000	12.840	2,285,520.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	34,000	50.100	1,703,400.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	258,000	14.900	3,844,200.000	
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE HOLDINGS CO LTD	208,000	4.270	888,160.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	129,333	35.750	4,623,654.750	

ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	146,000	8.670	1,265,820.000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	613,500	7.380	4,527,630.000	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	244,000	29.650	7,234,600.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	508,600	380.800	193,674,880.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	464,000	91.000	42,224,000.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	508,000	4.660	2,367,280.000	
GOME RETAIL HOLDINGS LTD	970,240	0.800	776,192.000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	350,000	1.970	689,500.000	
AIR CHINA / HONG KONG	164,000	8.510	1,395,640.000	
ZTE CORP	64,288	23.150	1,488,267.200	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	250,000	2.910	727,500.000	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	306,000	17.520	5,361,120.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	248,500	3.350	832,475.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	749,205	6.620	4,959,737.100	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	186,250	7.720	1,437,850.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	64,500	49.250	3,176,625.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	8,568,530	6.780	58,094,633.400	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	66,400	104.000	6,905,600.000	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	7.160	1,661,120.000	
AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	158,000	11.180	1,766,440.000	
SSY GROUP LTD	144,000	7.140	1,028,160.000	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LTD	171,000	7.460	1,275,660.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	342,000	6.900	2,359,800.000	
BANK OF CHINA LTD	7,073,200	3.650	25,817,180.000	
SHUI ON LAND LTD	335,500	1.920	644,160.000	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	100,000	23.300	2,330,000.000	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS LTD	82,000	6.410	525,620.000	
GUANGZHOU R&F PROPERTIES CO LTD	80,000	15.180	1,214,400.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	343,970	38.800	13,346,036.000	
IND & COMM BK OF CHINA - H	6,184,235	5.740	35,497,508.900	

ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD	96,000	6.980	670,080.000	
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	104,000	7.820	813,280.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	227,600	6.070	1,381,532.000	
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO LTD	391,000	7.340	2,869,940.000	
CHINA COAL ENERGY CO	178,000	3.360	598,080.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	54,000	18.280	987,120.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	51,000	39.300	2,004,300.000	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	115,000	21.300	2,449,500.000	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS LTD	191,000	2.490	475,590.000	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD	670,142	12.320	8,256,149.440	
CHINA MOLYBDENUM CO LTD	369,000	2.780	1,025,820.000	
CHINA CITIC BANK-H	799,800	4.890	3,911,022.000	
KWG GROUP HOLDINGS LTD	121,000	8.800	1,064,800.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	63,300	93.300	5,905,890.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	95,000	55.900	5,310,500.000	
FOSUN INTERNATIONAL	225,528	11.420	2,575,529.760	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	456,000	4.940	2,252,640.000	
SINO-OCEAN GROUP HOLDING LTD	253,500	3.390	859,365.000	
SOHO CHINA LTD	172,500	2.730	470,925.000	
KINGSOFT CORP LTD	76,000	19.040	1,447,040.000	
SINOTRUK HONG KONG LTD	64,500	15.920	1,026,840.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	338,000	6.080	2,055,040.000	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	122,000	7.200	878,400.000	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	52,500	13.620	715,050.000	
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORP	165,000	9.240	1,524,600.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	435,000	6.330	2,753,550.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	230,200	30.650	7,055,630.000	
CHINA EVERGRANDE GROUP	232,000	24.300	5,637,600.000	
CRRC CORP LTD - H	337,450	6.720	2,267,664.000	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	126,000	6.690	842,940.000	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	211,500	6.660	1,408,590.000	
BBMG CORP	222,000	2.610	579,420.000	

CHINA ZHONGWANG HOLDINGS LTD	145,200	4.170	605,484.000	
SINOPHARM GROUP CO	107,600	31.000	3,335,600.000	
CHINA RESOURCES CEMENT	238,000	7.810	1,858,780.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	80,000	2.060	164,800.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	274,527	8.140	2,234,649.780	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	199,500	5.890	1,175,055.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK	268,000	4.400	1,179,200.000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	272,000	5.160	1,403,520.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	73,700	16.000	1,179,200.000	
HUANENG RENEWABLES CORP LTD	472,000	2.140	1,010,080.000	
SIHUA PHARMACEUTICAL HOLDINGS GROUP LTD	325,000	2.000	650,000.000	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	215,000	38.750	8,331,250.000	
YUZHOU PROPERTIES CO LTD	166,000	3.920	650,720.000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	129,000	28.650	3,695,850.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	75,700	40.450	3,062,065.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	523,656	5.790	3,031,968.240	
KAISA GROUP HOLDINGS LTD	203,000	3.220	653,660.000	
XINJIANG GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	96,200	8.230	791,726.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	269,000	3.800	1,022,200.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,621,000	3.540	9,278,340.000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	55,000	19.620	1,079,100.000	
FAR EAST HORIZON LTD	199,000	8.400	1,671,600.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	179,500	16.000	2,872,000.000	
FUTURE LAND DEVELOPMENT HOLDINGS LTD	172,000	9.250	1,591,000.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	254,000	9.410	2,390,140.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	789,000	3.140	2,477,460.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	46,000	25.400	1,168,400.000	
CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	334,000	5.190	1,733,460.000	

SINOPEC ENGINEERING GROUP CO LTD	121,500	7.260	882,090.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	328,500	4.730	1,553,805.000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	0.000	0.000	
NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	85,000	11.660	991,100.000	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.000	0.000	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO LTD	96,000	6.420	616,320.000	
JIAYUAN INTERNATIONAL GROUP LTD	94,000	3.360	315,840.000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	59,800	15.460	924,508.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	717,000	4.780	3,427,260.000	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	43,000	39.050	1,679,150.000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	74,000	19.700	1,457,800.000	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLDINGS CO LTD	118,000	15.200	1,793,600.000	
CHINA FIRST CAPITAL GROUP LTD	308,000	2.980	917,840.000	
CHINA TOWER CORP LTD	3,520,000	2.090	7,356,800.000	
XIAOMI CORP	303,800	10.840	3,293,192.000	
MEITUAN DIANPING	29,400	56.800	1,669,920.000	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	276,000	4.300	1,186,800.000	
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD	796,000	2.010	1,599,960.000	
LOGAN PROPERTY HOLDINGS CO LTD	134,000	12.260	1,642,840.000	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LTD	148,000	26.100	3,862,800.000	
CHINA VANKE CO LTD-H	109,161	29.500	3,220,249.500	
LUYE PHARMA GROUP LTD	108,000	7.230	780,840.000	
CAR INC	68,000	6.170	419,560.000	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	39,000	18.040	703,560.000	
CGN POWER CO LTD	981,000	2.100	2,060,100.000	
FULLSHARE HOLDINGS LTD	490,000	0.780	382,200.000	
BAIC MOTOR CORP LTD	163,500	5.350	874,725.000	
GF SECURITIES CO LTD	112,000	9.960	1,115,520.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	51,200	26.600	1,361,920.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	124,800	13.680	1,707,264.000	
3SBIO INC	109,500	14.340	1,570,230.000	
LEGEND HOLDINGS CORP	31,500	20.450	644,175.000	

	CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	133,000	11.540	1,534,820.000	
	CHINA HUARONG ASSET MANAGEMENT CO LTD	904,000	1.530	1,383,120.000	
	CHINA LITERATURE LTD	24,000	34.800	835,200.000	
	DALI FOODS GROUP CO LTD	188,000	5.590	1,050,920.000	
	CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	141,000	5.440	767,040.000	
	CHINA REINSURANCE GROUP CORP	525,000	1.590	834,750.000	
	MEITU INC	152,500	2.570	391,925.000	
	BOC AVIATION LTD	19,400	65.800	1,276,520.000	
	ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE CO LTD	23,000	26.500	609,500.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	96,000	15.920	1,528,320.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	44,500	81.500	3,626,750.000	
	HENG TEN NETWORKS GROUP LTD	2,096,000	0.207	433,872.000	
香港・ドル 小計		84,384,975		875,393,140.510 (12,290,519,693)	
台湾・ドル	ACER INC	278,532	20.350	5,668,126.200	
	ASUSTEK COMPUTER INC	62,554	233.500	14,606,359.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	39,616	232.500	9,210,720.000	
	ASIA CEMENT CORP	194,928	42.100	8,206,468.800	
	WALSIN TECHNOLOGY CORP	31,000	180.500	5,595,500.000	
	TAIWAN BUSINESS BANK	371,457	12.500	4,643,212.500	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	85,000	66.200	5,627,000.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	65,000	83.000	5,395,000.000	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	54,975	74.800	4,112,130.000	
	QUANTA COMPUTER INC	236,858	60.200	14,258,851.600	
	HIGHWEALTH CONSTRUCTION CORP	92,070	48.700	4,483,809.000	
	EVA AIRWAYS CORP	196,269	15.150	2,973,475.350	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	57,760	252.000	14,555,520.000	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	512,345	18.300	9,375,913.500	
	CHINA AIRLINES	232,156	9.630	2,235,662.280	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	161,169	40.850	6,583,753.650	
	CHINA STEEL CORP	1,125,058	25.100	28,238,955.800	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD/TAIWAN	264,994	25.450	6,744,097.300	
ADVANTECH CO LTD	29,889	245.000	7,322,805.000		

COMPAL ELECTRONICS INC	391,304	19.900	7,786,949.600	
DELTA ELECTRONICS INC	183,663	155.500	28,559,596.500	
NANYA TECHNOLOGY CORP	108,000	66.200	7,149,600.000	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	340,327	110.500	37,606,133.500	
AU OPTRONICS CORP	742,194	10.750	7,978,585.500	
TAIWAN MOBILE CO LTD	146,800	114.000	16,735,200.000	
EVERGREEN MARINE CORP	198,276	13.000	2,577,588.000	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	275,824	32.800	9,047,027.200	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	29,825	259.500	7,739,587.500	
ECLAT TEXTILE CO LTD	15,322	415.000	6,358,630.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	51,285	221.500	11,359,627.500	
FORMOSA PLASTICS CORP	397,633	110.500	43,938,446.500	
FORMOSA TAFFETA CO LTD	60,000	37.750	2,265,000.000	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	312,594	109.500	34,229,043.000	
GIANT MANUFACTURING	30,151	225.000	6,783,975.000	
MEDIATEK INC	134,507	311.000	41,831,677.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	583,936	45.400	26,510,694.400	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	634,232	20.100	12,748,063.200	
HOTAI MOTOR CO LTD	26,000	450.000	11,700,000.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	144,000	76.000	10,944,000.000	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	876,141	18.000	15,770,538.000	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	720,920	44.350	31,972,802.000	
CHINA DEPT FINANCIAL HOLDING	1,223,403	9.750	11,928,179.250	
E.SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	856,168	25.150	21,532,625.200	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,171,225	86.600	101,428,085.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	960,495	30.500	29,295,097.500	
LARGAN PRECISION CO LTD	9,220	4,775.000	44,025,500.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	861,589	13.950	12,019,166.550	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	943,061	8.750	8,251,783.750	
INVENTEC CO LTD	206,005	24.000	4,944,120.000	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	184,845	44.300	8,188,633.500	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	915,443	11.850	10,847,999.550	

CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,554,048	21.450	33,334,329.600	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	870,220	21.950	19,101,329.000	
POWERTECH TECHNOLOGY INC	61,560	77.300	4,758,588.000	
NAN YA PLASTICS CORP	460,828	78.200	36,036,749.600	
WISTRON CORP	266,916	25.500	6,806,358.000	
POU CHEN CORP	180,990	37.050	6,705,679.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	426,297	74.000	31,545,978.000	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	50,392	298.500	15,042,012.000	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	108,480	113.000	12,258,240.000	
PHISON ELECTRONICS CORP	12,658	295.000	3,734,110.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	54,393	41.650	2,265,468.450	
RUENTEX INDUSTRIES LTD	33,829	72.800	2,462,751.200	
FOXCONN TECHNOLOGY CO LTD	95,588	69.400	6,633,807.200	
STANDARD FOODS CORP	34,639	53.700	1,860,114.300	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	116,899	38.150	4,459,696.850	
TAIWAN CEMENT CORP	402,561	42.900	17,269,866.900	
TATUNG CO LTD	164,000	23.100	3,788,400.000	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,193,083	262.500	575,684,287.500	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,030,525	13.600	14,015,140.000	
WINBOND ELECTRONICS CORP	318,000	16.100	5,119,800.000	
YAGEO CORP	23,160	293.000	6,785,880.000	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	163,000	37.350	6,088,050.000	
INNOLUX CORPORATION	820,345	9.600	7,875,312.000	
WPG HOLDINGS CO LTD	143,203	40.450	5,792,561.350	
HIWIN TECHNOLOGIES CORP	19,073	279.000	5,321,367.000	
TAIMED BIOLOGICS INC	18,000	154.000	2,772,000.000	
PEGATRON CORP	171,554	57.200	9,812,888.800	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	9,000	397.500	3,577,500.000	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	31,000	203.500	6,308,500.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	100,737	132.500	13,347,652.500	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	45,385	112.000	5,083,120.000	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	763,412	20.250	15,459,093.000	
SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	265,000	49.800	13,197,000.000	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	304,903	71.000	21,648,113.000	



	GLOBALWAFERS CO LTD	19,000	348.000	6,612,000.000	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	15,000	243.500	3,652,500.000	
台湾・ドル	小計	29,173,696		1,730,107,558.430 (6,159,182,909)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	29,744	216.010	6,425,001.440	
	CLICKS GROUP LTD	22,423	199.610	4,475,855.030	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	37,135	76.100	2,825,973.500	
	DISCOVERY LTD	31,838	145.390	4,628,926.820	
	REDEFINE PROPERTIES LTD	486,336	10.080	4,902,266.880	
	GOLD FIELDS LTD	69,936	54.100	3,783,537.600	
	REMGRO LTD	46,807	195.210	9,137,194.470	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	19,873	189.550	3,766,927.150	
	MMI HOLDINGS LTD	80,877	18.300	1,480,049.100	
	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	262,943	24.780	6,515,727.540	
	EXXARO RESOURCES LTD	24,846	163.560	4,063,811.760	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,704	1,354.000	5,015,216.000	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	11,438	105.690	1,208,882.220	
	MTN GROUP LTD	150,628	103.450	15,582,466.600	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	34,957	171.210	5,984,987.970	
	TELKOM SA SOC LTD	22,080	86.200	1,903,296.000	
	FIRSTRAND LTD	299,831	68.780	20,622,376.180	
	PSG GROUP LTD	14,938	263.200	3,931,681.600	
	NASPERS LTD	39,023	3,543.330	138,271,366.590	
	NEDBANK GROUP LTD	35,612	272.270	9,696,079.240	
	NETCARE LTD	105,465	23.900	2,520,613.500	
	PICK'N PAY STORES LTD	31,255	71.260	2,227,231.300	
	RMB HOLDINGS LTD	61,174	84.760	5,185,108.240	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,042	750.640	3,784,726.880	
	SAPPI LTD	45,640	66.800	3,048,752.000	
	SASOL LTD	49,950	448.720	22,413,564.000	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	38,868	180.940	7,032,775.920	
	MR PRICE GROUP LTD	23,411	217.000	5,080,187.000	
	STANDARD BANK GROUP LTD	115,434	201.320	23,239,172.880	
	SPAR GROUP LTD/THE	16,279	198.350	3,228,939.650	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	88,009	48.420	4,261,395.780	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	34,576	106.870	3,695,137.120	
	ABSA GROUP LTD	63,923	167.130	10,683,450.990	
	TIGER BRANDS LTD	15,965	256.890	4,101,248.850	
	SANLAM LTD	158,750	77.730	12,339,637.500	
	INVESTEC LTD	29,537	91.070	2,689,934.590	
	KUMBA IRON ORE LTD	5,327	444.200	2,366,253.400	
	MONDI LTD	10,866	310.970	3,379,000.020	

LIFE HEALTHCARE GROUP HOLDINGS LTD	110,531	26.530	2,932,387.430	
RMI HOLDINGS	55,570	34.670	1,926,611.900	
VODACOM GROUP PTY LTD	57,544	117.260	6,747,609.440	
NEPI ROCKCASTLE PLC	32,983	123.170	4,062,516.110	
OLD MUTUAL LTD	436,826	23.470	10,252,306.220	
REINET INVESTMENTS SCA	13,993	237.200	3,319,139.600	
MULTICHOICE GROUP LTD	40,724	124.900	5,086,427.600	
FORTRESS REIT LTD-A	102,950	19.350	1,992,082.500	
BID CORP LTD	29,324	300.000	8,797,200.000	
南アフリカ・ランド 小計	3,504,885		420,615,034.110 (3,213,498,860)	
合計	220,601,262		51,729,859,468 (51,729,859,468)	

## (2) 株式以外の有価証券

令和1年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	タイ・パーツ	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	59,033.000	73,200.920	
	タイ・パーツ 小計		59,033.000	73,200.920 (253,275)	
新株予約権証券 合計			59,033	253,275 (253,275)	
投資信託受益証券	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,323,875.000	11,411,802.500	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	171,100.000	31,954,636.000	
	メキシコ・ペソ 小計		1,494,975.000	43,366,438.500 (251,091,679)	
投資信託受益証券 合計			1,494,975	251,091,679 (251,091,679)	
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	292,500.000	7,578,675.000	
	メキシコ・ペソ 小計		292,500.000	7,578,675.000 (43,880,528)	
	南アフリカ・ランド	FORTRESS REIT LTD-B	57,784.000	607,887.680	
		HYPROP INVESTMENTS LTD	22,174.000	1,537,988.640	
		RESILIENT REIT LTD	28,600.000	1,626,196.000	
南アフリカ・ランド 小計		108,558.000	3,772,072.320 (28,818,633)		
投資証券 合計			401,058	72,699,161 (72,699,161)	
合計				324,044,115 (324,044,115)	

新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

## 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 50銘柄	11.76%	-%	-%	-%	12.75%
アラブ首長国連邦・ディ ルハム	株式 9銘柄	0.66%	-%	-%	-%	0.71%
イギリス・ポンド	株式 1銘柄	0.05%	-%	-%	-%	0.05%
インド・ルピー	株式 79銘柄	8.33%	-%	-%	-%	9.03%
インドネシア・ルピア	株式 28銘柄	1.96%	-%	-%	-%	2.12%
オフショア・人民元	株式 73銘柄	0.74%	-%	-%	-%	0.81%
カタール・リアル	株式 10銘柄	0.92%	-%	-%	-%	1.00%
コロンビア・ペソ	株式 9銘柄	0.39%	-%	-%	-%	0.42%
タイ・バーツ	株式 36銘柄 新株予約 権証券 1銘柄	2.17% -%	-% 0.00%	-% -%	-% -%	2.35%
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.14%	-%	-%	-%	0.16%
チリ・ペソ	株式 17銘柄	0.89%	-%	-%	-%	0.97%
トルコ・リラ	株式 18銘柄	0.45%	-%	-%	-%	0.48%
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.28%	-%	-%	-%	0.30%
パキスタン・ルピー	株式 3銘柄	0.03%	-%	-%	-%	0.04%
フィリピン・ペソ	株式 23銘柄	1.03%	-%	-%	-%	1.11%
ブラジル・レアル	株式 52銘柄	6.43%	-%	-%	-%	6.97%
ポーランド・ズロチ	株式 20銘柄	1.01%	-%	-%	-%	1.10%
マレーシア・リンギット	株式 44銘柄	1.98%	-%	-%	-%	2.15%
メキシコ・ペソ	株式 23銘柄 投資信託 受益証券 2銘柄 投資証券 1銘柄	1.98% -% -%	-% -% -%	-% 0.44% -%	-% -% 0.08%	2.71%
ユーロ	株式 7銘柄	0.21%	-%	-%	-%	0.23%
韓国・ウォン	株式 114銘柄	11.86%	-%	-%	-%	12.86%
香港・ドル	株式 206銘柄	21.78%	-%	-%	-%	23.61%
台湾・ドル	株式 87銘柄	10.91%	-%	-%	-%	11.83%
南アフリカ・ランド	株式 47銘柄 投資証券 3銘柄	5.69% -%	-% -%	-% -%	-% 0.05%	6.23%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(令和1年5月9日から令和1年11月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【D I A M新興国株式インデックスファンド&lt;為替ヘッジなし&gt;（ファンドラップ）】

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 令和1年5月8日現在	第5期中間計算期間末 令和1年11月8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,176,109	1,965,472
親投資信託受益証券	582,909,144	654,954,272
未収入金	12,000	596,000
流動資産合計	584,097,253	657,515,744
資産合計	584,097,253	657,515,744
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	1,343,350
未払受託者報酬	187,770	189,874
未払委託者報酬	970,292	981,196
その他未払費用	10,619	10,735
流動負債合計	1,168,681	2,525,155
負債合計	1,168,681	2,525,155
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	485,827,378	532,945,197
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	97,101,194	122,045,392
（分配準備積立金）	30,170,224	27,539,499
元本等合計	582,928,572	654,990,589
純資産合計	582,928,572	654,990,589
負債純資産合計	584,097,253	657,515,744

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 自 平成30年5月9日 至 平成30年11月8日	第5期中間計算期間 自 令和1年5月9日 至 令和1年11月8日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	44,343,359	24,088,128
<b>営業収益合計</b>	<b>44,343,359</b>	<b>24,088,128</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	440	399
受託者報酬	198,596	189,874
委託者報酬	1,026,315	981,196
その他費用	11,701	10,735
<b>営業費用合計</b>	<b>1,237,052</b>	<b>1,182,204</b>
営業利益又は営業損失( )	45,580,411	22,905,924
経常利益又は経常損失( )	45,580,411	22,905,924
中間純利益又は中間純損失( )	45,580,411	22,905,924
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,268,068	1,914,199
期首剰余金又は期首欠損金( )	127,311,134	97,101,194
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,759,672	9,047,874
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,759,672	9,047,874
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,312,025	8,923,799
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,312,025	8,923,799
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	87,446,438	122,045,392

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期中間計算期間	
	自	至
	令和1年5月9日	令和1年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第5期中間計算期間末
	令和1年5月8日現在	令和1年11月8日現在
1. 期首元本額	485,895,175円	485,827,378円
期中追加設定元本額	105,114,236円	94,312,744円
期中一部解約元本額	105,182,033円	47,194,925円
2. 受益権の総数	485,827,378口	532,945,197口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 令和1年5月8日現在	第5期中間計算期間末 令和1年11月8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第4期 令和1年5月8日現在	第5期中間計算期間末 令和1年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,199円 (11,999円)	1,229円 (12,290円)

## （参考）

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。



## エマージング株式パッシブ・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

令和1年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	7,434,902,367
コール・ローン	61,131,832
株式	41,878,938,070
新株予約権証券	774,443
投資信託受益証券	378,921,292
投資証券	100,104,626
派生商品評価勘定	424,596,738
未収入金	648,316
未収配当金	36,715,708
差入委託証拠金	886,714,122
流動資産合計	51,203,447,514
資産合計	51,203,447,514
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,602,000
流動負債合計	15,602,000
負債合計	15,602,000
純資産の部	
元本等	
元本	42,972,778,051
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	8,215,067,463
元本等合計	51,187,845,514
純資産合計	51,187,845,514
負債純資産合計	51,203,447,514

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年5月9日 至 令和1年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和1年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	48,632,539,394円
同期中追加設定元本額	33,707,669,752円
同期中一部解約元本額	39,367,431,095円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド< D C 年金>	5,372,444,101円
D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>(ファンドラップ)	549,827,294円
M I T O ラップ型ファンド(安定型)	2,893,207円
M I T O ラップ型ファンド(中立型)	10,581,840円
M I T O ラップ型ファンド(積極型)	12,555,715円
グローバル8資産ラップファンド(安定型)	32,315,781円
グローバル8資産ラップファンド(中立型)	33,694,719円
グローバル8資産ラップファンド(積極型)	16,381,979円
たわらノーロード 新興国株式	5,476,735,267円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ向け>	2,024,758,532円
たわらノーロード バランス(8資産均等型)	578,552,846円
たわらノーロード バランス(堅実型)	4,310,356円
たわらノーロード バランス(標準型)	16,004,625円
たわらノーロード バランス(積極型)	27,140,367円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(保守型)	245,736円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)	27,361,588円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)	64,619,528円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)	43,463,897円
たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)	81,919,980円
たわらノーロード 最適化バランス(安定型)	364,373円
たわらノーロード 最適化バランス(安定成長型)	1,013,595円
たわらノーロード 最適化バランス(成長型)	396,430円
たわらノーロード 最適化バランス(積極型)	1,136,475円
たわらノーロード 全世界株式	15,459,463円
O n e D C 新興国株式インデックスファンド	870,210円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	453,215,866円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国10)	357,798,598円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国20)	347,912,071円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国30)	677,237,254円
投資のソムリエ	6,692,166,818円
クルーズコントロール	1,561,468,158円
投資のソムリエ< D C 年金>	692,941,250円
D I A M 8資産バランスファンドN< D C 年金>	300,696,982円
クルーズコントロール< D C 年金>	1,583,302円
D I A Mコア資産設計ファンド(堅実型)	26,172,768円
D I A Mコア資産設計ファンド(積極型)	60,395,653円
投資のソムリエ< D C 年金>リスク抑制型	475,886,432円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	5,385,537,096円
ワールドアセットバランス(基本コース)	1,555,716,267円
ワールドアセットバランス(リスク抑制コース)	6,220,771,292円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2045)	6,078,456円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2055)	4,419,981円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(D C)	3,727,329円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2035)	7,391,518円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	2,700,992,497円
9資産分散投資・スタンダード< D C 年金>	219,719,138円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2040)	991,754円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2050)	842,094円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤ-2060)	850,227円
エマージング株式パッシブファンドV A(適格機関投資家専用)	164,870,533円

D I A M世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	387,941,806円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	270,405,007円
計	42,972,778,051円
2. 受益権の総数	42,972,778,051口

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和1年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 株式関連

種類	令和1年11月8日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	8,369,151,596	-	8,793,748,334	424,596,738
合計	8,369,151,596	-	8,793,748,334	424,596,738

## (注) 時価の算定方法

## 株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	令和1年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.1912円
(1万口当たり純資産額)	(11,912円)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

令和1年11月29日現在

資産総額	646,373,060円
負債総額	1,021,023円
純資産総額( - )	645,352,037円
発行済数量	535,887,943口
1口当たり純資産額( / )	1.2043円

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

令和1年11月29日現在

資産総額	51,597,435,435円
負債総額	414,160,905円
純資産総額( - )	51,183,274,530円
発行済数量	43,841,176,428口
1口当たり純資産額( / )	1.1675円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2019年11月29日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2019年11月29日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年11月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,307,813,983,101
追加型株式投資信託	866	13,978,029,979,702
単位型公社債投資信託	38	109,040,425,205
単位型株式投資信託	174	1,301,538,068,752
合計	1,104	16,696,422,456,760

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第35期中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産		
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		-
投資信託解約益		236,398		-
投資信託償還益		93,177		-
受取負担金		-		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		-		17,542
投資信託解約損		4,138		-
投資信託償還損		17,065		-
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		-		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		-
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	1	1,492,680	1	-
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-
その他特別利益		350		-
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2	36,992	2	19,121
固定資産売却損		134		-
退職給付制度終了損		690,899		-
システム移行損失		76,007		-
その他特別損失		50		-
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

## (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815



第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 表示方法の変更

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第33期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

## 第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

## 第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。



## 第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

## 3. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

## 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん  
76,224,837千円
- b. 発生原因  
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間  
20年間の均等償却

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

## (2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## (1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。



## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第35期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		37,156,171
金銭の信託		18,742,684
有価証券		997
未収委託者報酬		11,945,046
未収運用受託報酬		3,120,602
未収投資助言報酬		332,118
未収収益		58,808
前払費用		781,218
その他		2,233,840
	流動資産計	74,371,488
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	1,051,855
器具備品	1	311,144
無形固定資産		
ソフトウェア		3,323,996
ソフトウェア仮勘定		213,219
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		6
投資その他の資産		
投資有価証券		958,309
関係会社株式		4,499,196
長期差入保証金		1,307,197
繰延税金資産		2,036,732
その他		95,551
	固定資産計	13,801,139
	資産合計	88,172,628

(単位:千円)

	第35期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	5,192,317
未払金	5,043,713
未払収益分配金	1,047
未払償還金	48,441
未払手数料	4,707,236
その他未払金	286,987
未払費用	6,512,990
未払法人税等	3,526,134
未払消費税等	516,610
前受収益	40,684
賞与引当金	1,281,617
役員賞与引当金	34,112
流動負債計	22,148,179
固定負債	
退職給付引当金	1,993,829
時効後支払損引当金	169,869
固定負債計	2,163,698
負債合計	24,311,878
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	41,866,681
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	41,743,387
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	10,063,387
株主資本計	63,419,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	441,111
評価・換算差額等計	441,111
純資産合計	63,860,750
負債・純資産合計	88,172,628

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,425,693	
運用受託報酬	7,240,514	
投資助言報酬	601,626	
その他営業収益	57,443	
	営業収益計	50,325,278
営業費用		
支払手数料	17,730,384	
広告宣伝費	125,471	
公告費	125	
調査費	12,182,415	
調査費	4,742,559	
委託調査費	7,439,855	
委託計算費	421,559	
営業雑経費	538,430	
通信費	22,517	
印刷費	410,573	
協会費	34,596	
諸会費	16,711	
支払販売手数料	54,031	
	営業費用計	30,998,386
一般管理費		
給料	4,829,571	
役員報酬	87,372	
給料・手当	4,615,868	
賞与	126,330	
交際費	17,168	
寄付金	6,499	
旅費交通費	165,035	
租税公課	291,415	
不動産賃借料	749,406	
退職給付費用	254,598	
固定資産減価償却費	1 345,421	
福利厚生費	21,538	
修繕費	1,263	
賞与引当金繰入額	1,281,617	
役員賞与引当金繰入額	34,112	
機器リース料	138	
事務委託費	1,700,671	
事務用消耗品費	50,852	
器具備品費	490	
諸経費	100,495	
	一般管理費計	9,850,295
営業利益		9,476,595

(単位:千円)

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	1,075	
受取配当金	11,185	
時効成立分配金・償還金	608	
時効後支払損引当金戻入額	7,743	
投資信託償還益	2,466	
受取負担金	287,268	
雑収入	2,670	
	営業外収益計	313,018
営業外費用		
為替差損	9,702	
投資信託償還損	1	
金銭の信託運用損	18,907	
雑損失	104	
	営業外費用計	28,716
経常利益		9,760,897
特別利益		
投資有価証券売却益	634,060	
	特別利益計	634,060
特別損失		
固定資産除却損	7,444	
	特別損失計	7,444
税引前中間純利益		10,387,514
法人税、住民税及び事業税		3,299,452
法人税等調整額		109,246
法人税等合計		3,190,205
中間純利益		7,197,308

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079
当中間期変動額							
剰余金の配当							11,280,000
中間純利益							7,197,308
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	4,082,691
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	10,063,387

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085
当中間期変動額					
剰余金の配当	11,280,000	11,280,000			11,280,000
中間純利益	7,197,308	7,197,308			7,197,308
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			405,643	405,643	405,643
当中間期変動額 合計	4,082,691	4,082,691	405,643	405,643	4,488,335
当中間期末残高	41,866,681	63,419,638	441,111	441,111	63,860,750

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）	
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物	274,959千円
	器具備品	965,214千円

## （中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	
1.減価償却実施額	有形固定資産	97,348千円
	無形固定資産	248,073千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2.配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	37,156,171	37,156,171	-
(2) 金銭の信託	18,742,684	18,742,684	-
(3) 未収委託者報酬	11,945,046	11,945,046	-
(4) 未収運用受託報酬	3,120,602	3,120,602	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	699,937	699,937	-
資産計	71,664,441	71,664,441	-
(1) 未払手数料	4,707,236	4,707,236	-
負債計	4,707,236	4,707,236	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金・預金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。



## 負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	259,369
関係会社株式	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (有価証券関係)

第35期中間会計期間末

(2019年9月30日現在)

## 1. 子会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	691,010	58,146	632,863
投資信託	5,937	3,000	2,937
小計	696,947	61,146	635,800
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,990	3,000	9
小計	2,990	3,000	9
合計	699,937	64,146	635,791

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日まで

## (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

## (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

## (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

## b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

## c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	99,557,407千円
資産合計	99,557,407千円
流動負債	- 千円
固定負債	9,515,195千円
負債合計	9,515,195千円
純資産	90,042,211千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額64,791,112千円及び顧客関連資産の金額37,384,808千円が含まれております。

## (2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,477,219千円
経常利益	4,477,219千円
税引前中間純利益	4,551,164千円
中間純利益	3,763,741千円
1株当たり中間純利益	94,093円53銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,574,777千円が含まれております。

## (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (セグメント情報等)

第35期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

## 1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,596,518円75銭
1株当たり中間純利益金額	179,932円71銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益金額	7,197,308千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,197,308千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

##### a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

##### c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

### 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5)受益者に対する収益分配金の再投資
- (6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7)その他上記に付帯する業務

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。



### 第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

(7)有価証券届出書第一部「証券情報」（12）その他 に記載の「ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンド」におけるラップ口座については、目論見書において、各販売会社で用いる固有の名称を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の平成30年5月9日から令和1年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の令和1年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## その他の事項

ファンドの平成30年5月8日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成30年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和1年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の令和1年5月9日から令和1年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の令和1年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和1年5月9日から令和1年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

